評価・選別を難しくしているものは何か[1]

富永　一也

はじめに：本論が扱う範囲について、また本論がその序論を成すところの全体の議論について

どの公文書を残すか。どの公文書を廃棄するか。いわゆる公文書の「評価・選別」は、公文書館専門職員の最も重要な業務のひとつだと考えられている。[2] ところが、それは同時に、最も困難な業務にもかぞえられており、客観的・実用的な基準がなかなか出来ないようだ。[3] いったいなぜだろうか。本稿では、評価・選別を難しくしている要因について考察を加える。[4]

本論は大きくふたつの部分に分かれるが、読者は、その前半において筆者が、評価・選別を困難にしているのではないかと考える（全部ではないが）いくつかの問題を提起するのを見るであろう。たとえば廃棄を厭うメンタリティの問題、（意識的にしろそうでないにしろ）資料の価値を膨張させようとする要請、「アー

---

[1] 本稿を書かしめた直接のきっかけは実務上のルサンチマンであったし、危機感であった。その後もこの負のエネルギーは、筆者をして原稿書きに駆り立てたのである。しかしながら、本稿の成立にはネガティブな契機ばかりが関与しているわけではない。筆者がここにおいて提出した議論の着想を得たり、発展させるうえで力となったのは、館の収集基準を見直すべく行われた一連の会議であり、そこで上司や同僚（佐久川課長、豊見山専門員、大城専門員）と行ったディスカッションである。これは、わたしのような実務屋が、現状において受講し得る、最高の授業であったと思う。そのような「教室（ゼミナール）」に身を置くことができたのは全く幸運なことであった。また、「専門員が研究論文を書かずに、何の存在価値があるものか」と絶えず檄を飛ばし、容赦なくプレッシャーをかけ続けた當山館長のおかげでもある。ここにおいて感謝の意を表したい。

[2] アメリカアーキビスト協会は、1986年に出版した報告書の中で、「継続的価値を有する記録の選別は、アーキビストの第一の責務である。他のアーカイブズ業務はすべて、いかに賢く選別するか、という点にかかっている」とまで述べている。"Planning for the Archival Profession: A Report of the SAA Task Force on Goals and Priorities," Society of American Archivists, 1986. 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（以下「全史料協」と略称する）は、1989年におおやけにした「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」のなかで、「評価・選択システムを開発し実行するのは、アーキビストの最も重要な職務のひとつ」だとしている。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編『日本の文書館運動 — 全史料協の20年 —』（岩田書院、1996年）、p.305参照。同様の認識は、同協議会が1992年に公にした「アーキビスト養成制度の実現に向けて－全史料協専門職問題特別委員会報告書」にも表明されている。『日本の文書館運動』p.333参照。また、国立公文書館の主催で組織された「公文書館における専門職員の養成および資格制度に関する研究会」（1989年～1993年）は、その報告書（1993年６月21日）において、「評価、選別」を、「専門職員の業務の中で最も重要」であり、「専門職員の大きな責任が問われ、その専門性が発揮される領域」だとしている。『日本の文書館運動』p. 333参照。また、同研究会のあとを受け、引き続き専門職問題を議論した「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会」（1993年～1996年）は、前身の研究会の認識を引きつぎ、「評価・選別」を公文書館業務の「中軸」であると位置付けた。「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会報告書」、1996年７月。

[3] 評価・選別の重要性とその業務遂行の困難さについては、かなりひんぱんに言及されているので、広く共有された認識だと考えて差し支えない。そのいくつかの例は、たとえば以下の文献を参照のこと。安藤正人『記録史料学と現代』吉川弘文館（1998年）、p.229。樋口雄一「公文書館における評価と選別 － 原則的考え方 － 」神奈川県公文書館紀要第２号（1999年）、p.33。戸島昭「文書・記録の評価と選別」（安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年）、p.375。Gerald Ham, "The Archival Edge," in *A Modern Archives Reader: Basic Readings on Archival Theory and Practice*, edited by Meygene F. Daniels and Timothy Walch (Washington, DC, National Archives Trust Fund Board, 1984), p.326.　Frank Boles, *Archival Appraisal*, (New York and London, 1991), p.4.

[4] 行政における電子記録の普及が、評価・選別の様相を根本から変えてしまう日も遠くないが、本稿における議論は、従来的な、ペーパー文書を念頭においた「紙世（かみよ）の時代」の枠組みにとどめることとする。これは、筆者の勉強不足ということもあるが、何よりも、電子記録の評価・選別の問題を扱うまえに、まず、公文書館の本質論をステップとして踏んでおかなくてはならないと考えるからだ。評価・選別は、それ自体が目的なのではなく、公文書館の本質的役割のよりよい実現に奉仕するための業務であるから、本質の理解なくしては、記録の評価・選別（それが紙だろうが、デジタルだろうが）もまたありえないのである。ただし、公文書館の本質論については、前に述べたように、別の機会に扱う。

カイブズ的価値」をめぐる混乱（とくに歴史研究と結びついた形でのそれ）などである。後半（これは前半よりずいぶん短いし、構造的にも前半部にビルトインできなかったので、「後半部」というよりは、別論をたてたほうがよかったかもしれない）においては、旧来の評価・選別（論）に対する批判として登場してきたいわゆる「ドキュメンテーション戦略」について取り上げる。「ドキュメンテーション戦略」（documentation strategy）は、アメリカにおいて展開されてきた議論であるが、その出発点には「（適切な）評価・選別を難しくしている」要因についての、戦略提唱者たちなりの認識がある。その意味で、本稿のテーマと深くかかわる部分があるといえる。よって、筆者は、ここでの議論に有意なようにドキュメンテーション戦略を切り取ってこの場に持ち込んできた。そのため、本稿は、学説史的な領域にまでは踏み込んでいないのだが、そのことに不満を抱く向きもあろうかと思う。それは本稿の枠組みと、その筆者の力量の限界を超えた範囲にあることを素直に認めたうえであえて言い添えると、ドキュメンテーション戦略自体がいまだひとつの理論体系を持っているとはいいがたく、むしろある幅を持った議論の複合体を指している、といったほうがよいような印象を受ける。わが国においてドキュメンテーション戦略の公平な紹介、評価、あるいは実践報告が、遠からず筆者よりも適切な論者によって行われることを望むものである。[5]

わたしの考えでは、評価・選別上の実務的な観点からも、また理論的な観点からしても、ドキュメンテーション戦略には問題が多い。それら問題点についてはもちろん本稿で指摘していくが、重要なのは、筆者による個々の批判点の妥当性というよりもむしろ、「適切な評価・選別の基準は、最終的には公文書館の本質規定に依存する」という、第一部、第二部を貫く本稿の結論たるテーゼである。評価・選別はそれ自体が独立した、自足的な業務ではない。したがって、公文書館の適切な本質規定（あるいは概念規定といってもよいが）こそが適切な評価基準の前提条件となるのであって、その逆ではない。このことは、ごく当然のことであって、わざわざ述べるまでもないことのように思われようが、じつはそうではない。評価・選別という業務が奉仕するところの公文書館事業についてじゅうぶんに吟味しないまま、方法論のみが議論として独り歩きをしている状況があるのだ。それどころか、あの、「図書資料は図書館、モノ資料は博物館、文書資料は（公）文書館」という人口に膾炙した概念規定の方法のように、扱う客体によって主体たる事業を拘束する、すなわち資料の整理や保存、あるいは利用の方法論が異なるという経験的事実によって図書館や博物館からの領域的独立性を保証しようとするやり方のように、方法論が本質を規定するような倒錯した観念もまた広く行き渡っている。[6]

そこで、公文書館はどうあるべきか、という主体を規定するための議論が必要になってくるのだが、これは決して帰納的に行ってはならない。なぜならば、英語でアーカイブズ（archives）、日本語で（公）文書館と呼称され、あるいは自称する組織や事業があまりに多様であるため、それらの事例をすべて含むような領域を公文書館の範囲として線引きすると、それこそ「なんでもあり」の状況になってしまうのだ。[7]

ここで、「公文書館はどうあるべきか」という議論において、筆者が第一義的な対象としている「公文書

---

[5] ドキュメンテーション戦略については、日本語では現在のところ、安藤正人が簡潔に紹介しているものがあるので参照のこと。安藤前掲書（注3）、pp.250-251。また、評価・選別の歴史一般については、Ole Kolsrud が、イギリス、ドイツ、ノルウェー、デンマーク、アメリカ等の主な議論を取り上げてコンパクトに概観している。"The Evolution of Basic Appraisal Principles - Some Comparative Observations," *American Archivist* 55 (Winter 1992), pp.26-37.

[6] このような（公）文書館の規定の仕方をわたしは三分法（tripartite theory）と呼ぶ。もちろん、方法論が本質論に先行するやり方が必ずしも誤りだというわけではない。だが、三分法は、公文書館が、行政の運営に不可欠な事業として行政組織の中で地歩を築き、発展し、事業の永続性を保証されていく、という筆者の希望するスキームからすればたいへんに危険な思想だ。三分法が陥る危険性については、現在のところ筆者は理論的予測以上のものを提出し得ないけれども、公文書館の概念規定にかかわる重要事なので、別の機会に、本稿の続編たる論考の中で分析を加えることとする。

館」について、まずその範囲を確定しておこう。本稿において、議論の対象としている「公文書館」は、公文書館法（昭和62年法律第115号）に定められた、国または地方公共団体が設置の主体となっているものを指す。これは何も、この範疇に属する個々の公文書館を要素とする集合体を設定し、そこから公文書館概念を帰納しようというわけではない。そうではなく、「アーカイブズ」（あるいは「文書館」）という概念が、その経験論的範囲においてあまりに多様であるために、本論考の筆者が、責任ある本質規定論を行うための基礎を、まずは制度面からのアプローチに拠ろうとしたためである。[8] したがって英語でいうところの「アーカイブズ(archives)」や、日本語の「文書館」の用法よりもよほど語義の範囲が限定されている。しかしながら、公文書館関係の文献において、論者たちが必ずしも用法の範囲を明確にせず、あるいはむしろ積極的により広い意味でのアーカイブズ、「文書館」について論じていると見るべきケースも多いことから、拙論においても、公文書館の概念の境界が、文献からの引用を通じて、多少アモルファスな色合いを帯びて来ざるを得なかった。

もともと、筆者は一本の、三章構成の論考を構想していた。序章で評価選別の問題点を指摘、整理し、それをステップに、続く章（これがメインとなる予定だった）で公文書館本質規定論を展開する。最後に公文書館発展の戦略論を付す。しかしながら、序章で問題点の整理を試みるうちに、なかなかそこをさらりと通過することができないことがわかった。ページ数も当初の計画よりよほど膨れてきた。そこで、この「序章」を、ひとつの論考として扱う形で発表することにした。しかしながら、依然この論考が、全体構想の一部にすぎない事実に変わりはなく、続く議論はいずれまとめておおやけにすることとしたい。先に述べたように、本稿に限っていえば、そのめざす到達点は、問題の提起までである。公文書館本質論と戦略論は別稿に譲る。

第Ⅰ部：何が評価・選別を難しくしているのか

評価・選別は「必要悪」か～「保存第一主義」の仮説

評価・選別が困難とされている理由はいくつか考えられる。本稿では、手始めに、仮説をひとつ提示し、

---

[7] 公文書館像についてのコンセンサスが存在していない状況については、堀内謙一が分析鋭く指摘しているので参照されたい。堀内謙一「基礎的自治体における公文書館運営の展望と現代的課題」（平成10年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文、未公刊）。また、龍野直樹は、自治体史編纂事業の延長上に文書館が設置されるという、わが国における公文書館設置のひとつの有力なパターンを批判しつつ、背景にある「文書館」概念の不明確さ、不適切さを的確に抉ってみせた。龍野直樹「自治体史編さん事業と文書館をめぐる一考察～和歌山県立文書館を例として」和歌山県立文書館紀要第3号、1997年、pp.1-18。なお、編纂事業と（公）文書館事業の相違が認識されていないことが、新たな公文書館設置の阻害要因となっているのではないか、という問題提起が佐藤勝巳によって行われているので、こちらもぜひ参照されたい（「地域文書館の創造に向けて―特に市町村文書館創造への展望―」『記録と史料』第7号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1996年、pp.4-14、特にpp.6-7）。Archivesという語の氾濫、濫用についてはJean-Pierre Wallot, "Archival Oneness in the Midst of Diversity: A Personal Perspective," *American Archivist* 59 (Winter 1996), pp.14-29を参照。

[8] 「切り取り勝手」ならぬ「名乗り勝手」のアーカイブズの世界に、共通のコンセプトを見つけることは、筆者の能力を超えている。「名乗り勝手」の現状は、ICA (International Council on Archives、国際文書館評議会）の"archives"定義の同義反復性によって、ターミノロジカルに追認されている。ICA編纂の『アーカイブズ用語辞典』"Dictionary of Archival Terminology"(ICA Handbook Series Volume 3, 1984)におけるarchivesの項の英文による定義。同辞典の1988年版も定義は変わらない。小林蒼海「アーカイブズについて」国立公文書館紀要『北の丸』第20号（1988年）にこの項の和訳がある（p.4)。ICAの用語辞典の入手方については、国立公文書館の下畠知志氏の手を煩わせた。お礼を申し上げたい。

ところで筆者は、とりあえずここで消極的アプローチにより公文書館の範囲を切り取っておいたが、そうではなく、公文書館法に積極的な評価を与えたうえで、その理論の構築を試みたのが堀内謙一「基礎的自治体における公文書館設立のための序論」（『記録と史料』第7号、1996年、pp.15-24）である。洞察力すぐれた指摘が各所にあり、堀内の議論に賛成するにせよ反対するにせよ、自治体公文書館の問題を論じるときの基本的文献であると筆者は考える。

それを検討してみることとしよう。それは、われわれ公文書館に勤める者の、メンタルな面を問題にする。

評価・選別という業務の重要性に対するあらゆるリップサービスにもかかわらず、われわれは内心ではこれを本来あってはならない、嘆かわしい仕事だと感じているのではないだろうか。つまり、われわれは、できるなら公文書は選別などせずにすべて残したいと願っているのではないか。ところが、膨大な現代公文書のすべてを残すことは事実上不可能である。この、あるべき姿と、現実との間に横たわる大きなギャップによって、評価・選別は、不本意ながらも行わざるを得ない「必要悪」なのだ、という意識が形成されたとして何の不思議があろう。[9] 評価・選別が、いやいやながら手を染めねばならぬ行為であるならば、だれが喜々として基準作りになど励もうか。評価・選別をめぐる困難さについて論じるとき、われわれは、自分たちのメンタリティについても省察を加える必要がありそうだ。そのために、たとえば、つぎのような思考実験はどうだろうか。

中間書庫をつくることの効用がいわれるが、その一つに、中間書庫で「熟成」させることで、公文書の歴史的価値が判断しやすくなる、というものがある。[10] 中間書庫の諸メリットを認めたうえで、あえてわたしは、この主張に限っては疑問を持つ。なぜか。つぎのような単純な設問を自分自身に行ってみるとよい。現在、評価・選別を避けていったん中間書庫に保管した、そうでなければ廃棄されたかもしれない公文書は、30年後には、歴史的価値判断がより容易になっていて、廃棄もよりスムーズに行くだろうか。30年後よりは50年後、50年後よりは100年後、という具合に、長く「熟成」させればさせるほど、資料の歴史的評価は定まっていき、評価・選別の業務は、「熟成説」が予言するように、より容易になっていくだろうか。わたしは、そううまくことが運ぶとは思わない。逆に、公文書が古くなればなるほど、廃棄することに対する心理

---

9 樋口雄一は「理想は全量保存であることが前提」であるとしている（樋口雄一、前掲論文、p.33）。大和武生は「『歴史資料としての公文書』であるかぎり残してはならないものは存在しない」と言う。選別するのは「物理的にすべての公文書を残すことが不可能」だからである（大和武生「地方文書館の使命と課題－地域に根ざした文書館像を求めて－」徳島県立文書館研究紀要創刊号、1997年、10ページ）。Frank Bolesは、あるベテランのアーキビストの発言を引用して、「多くのアーキビストの気持ち」を表現してみせた。「もしも記録の保管、保存、サービスのコストが無料ならば、もしもスペース、資材、エネルギー、人員のすべてが無料で無限にあるのだったら、すべての文書を、どんな軽微なものでも保存しておくことを、私は提唱するだろう」。Boles前掲書pp.3-4。

10 佐藤隆は、「将来何が歴史資料として価値を持つかを予想することは困難である。現時点で将来的な歴史資料の価値を判断しなければならないとすれば、最も適切なのはすべてを残すという方法である」としたうえで、すべての公文書を公文書館へ移せば、公開までの30年間に「体系的な視野で、十分な時間をかけて歴史的な価値が生ずるのを待って選別ができる」と公文書の熟成面での中間書庫の意義付けをしている。秋田県公文書館研究紀要第4号（1998年）、p.40。じつはわたしも、はじめは「熟成理論」を自明のことと受け入れ、じっさい沖縄県公文書館の施設案内をするときなど、中間書庫の存在理由について、そのような説明をしてきた。そうするうちに価値の問題を検討しはじめたところ、それが思っていたほど単純な問題ではないことを思い知った。中間書庫がもっと大きければ、あるいは収集する資料が格段にしぼられていれば、書庫の容量に甘えて、思考停止のまま、この問題を先延ばしにしたかもしれない。しかし、いつかは容量の限界は来るし、廃棄の決断はおこなわれなければならないのだ。そのためには現実的で冷徹な議論が必要だ。なお、価値の問題については、欧米のディスカッションも、とても信頼に足るものではないことも知った。

11 全史料協は、前掲の「文書館専門職（アーキビスト）の養成についての提言」のなかで、「近世文書のように古い文書・記録については、選択を行わないで保存するのが原則」だとしている。いっぽう、「現代記録」については、発生量が膨大で、すべてを保存できないゆえに選択が必要なのだ、と主張している。前掲『日本の文書館運動』、p.304。古文書が評価・選別の対象にならないことについて、同提言は理由をあげてはいないが、選択をせずとも全量保存が可能だから、ということでは決してあるまい。むしろ、古文書が膨大にあることのほうが、多くの文書館の実務上の問題になっているのではないだろうか。古文書の定義はここではあえて行わないが、「近世」の文書の「膨大さ」に対する言及は、わたしのようにカジュアルな読者の目にもよく飛び込んでくる。「現代公文書は選別するが古文書は選別しない」という原則には、物理的な要因よりも、むしろ心理的な要因が関連している。この仮定が正しければ、現在の公文書を選別せずにたとえば100年間、中間書庫で寝かせたらうまく評価選別できるのかどうか、結論は明らかである。たとえば、Schellenbergは、「あらゆる記録は一定の年数が経つとある種の歴史的価値が出てくるものだ」といい、例証として以下の国々において、それ以前の記録は全てを残すべき年代が設定されていることをあげている。ドイツ（1700年）、イングランド（1750年）、フランス（1830年）、イタリア（1861年）。 Theodore R. Schellenberg, *Modern Archives: Principles and Techniques*, Kansas State Historical Society, 1996, p. 150（初版は1956年、シカゴ）。

的抵抗も大きくなることが予測できる。そもそも、年数が経った文書ほど歴史的価値がある、と見なされる根強い傾向があるのだ。もともとわれわれ公文書館職員が、一般的に豊富に持っている保存に対する強い思いが、古い文書に対する一種畏怖のような感覚（これは強弱の差こそあれ、だいたい誰にでもそなわっているのではないかと思う）と重なると、中間書庫で長い期間寝かせておいた文書を廃棄するのに、われわれがどれだけの葛藤を経験するか、想像にかたくないのである。[11]　たぶん、できれば、100年経った公文書は選別せずに残したいと思うだろうし、それが無理なら、その公文書に対する「死刑宣告（廃棄決定）」をなるべく先に延ばしてしまいたい、と考えるだろう。これは、わたしの想像力の産物ではない。わたし自身の職場経験から指摘できることだが、このような心理は、県から引きつがれてきたばかりの比較的新しい、しかもルーティンの文書にさえ働くのだ。[12] それが100年経ったら、粛々と評価・選別、廃棄を執行できるようになるとは考えにくい。[13]

このようなメンタリティには、もちろん理由があるし、また、これを日本人に特有な、情緒的な心性だと片づけてしまうわけにもいかない（そのようなやり方は、人をして、ある種の文化論のように、「日本人はこうだから、こうなのだ」という、レッテル貼りの循環論法に陥らせるだけである）。P. Boisardは、ヨーロッパ大陸のアーキビストたちの一般的な心情について、「資料を廃棄する仕事（それは選別をしなければならないことを意味する）は、アーキビストにたいへん不快な感じを与える」と述べている。確かに、カナダのアーキビスト、Trevor Livelton も指摘するように、アーキビストたちは長年、保存の仕事に携わってきたため、文書を廃棄することに対して、抵抗感が強いのである。[14]　日本においては、文書館設立運動が、近世の文書保存運動に大きな源流を持つこともあって、資料の廃棄についての抵抗感はやはり根強い。[15]
どちらの場合も、資料の「保存」が第一に強調されている。これを仮に「保存第一主義」と呼ぶならば、「収集基準は、排除のものさしではなく包容のものさし」であるという言説（鈴江英一）は、この心性のセンチメント（思い）をよく表現しているし、公文書には「絶対的な価値と相対的な価値」の二通りの価値があるとする議論（戸島昭）は、公文書にアプリオリな価値（理屈ぬきで文書を保存しなければならない根拠）を担保しつつ、必要悪としての選別（こちらは相対的価値を比較することによって行う）をも引き受けねばならない、保存第一主義の置かれた立場をよく象徴しているように思える。[16]

---

[12] もちろん、ルーティンの文書だから即廃棄すべきだとはいわないが、出勤簿などまで捨てずに取っておくとなると、そもそも捨てるものなどなくなってしまう。「出勤簿」については、平成10年度の国立公文書館の専門員養成研修で一緒になった人（つまり自治体の、公文書館等の職員）から聞いたのだが、その人の職場の運営委員（だったかと思う）に、その地域のある自治体の出勤簿（昭和10年代のもの）を調べて、農繁期における兼業農家出身の市役所職員の出勤状況をもとに論文をものした方がいたそうで、「出勤簿は、あとで必ず歴史的価値が出るから捨ててはならぬ」とアドバイスしていたとのことである。

[13] 沖縄県公文書館では、評価・選別待ちの公文書や、個人から寄贈を受けた蔵書等により、中間書庫が満杯になってしまう時期が目前に迫ってはいるが、資料の廃棄に対する慎重論も強く、廃棄をするくらいなら「書庫の増設」という形で事態に対処すべきだ、との意見も存在する。

[14] Trevor Livelton, *Archival Theory, Records, and the Public*, The Society of American Archivists and the Scarecrow Press, Inc., Lanham, Md., and London, 1996, pp.70-71. Boisardのコメントは、Liveltonからの引用。

[15] 高橋実は公文書館法について「戦後の史料保存利用運動の一つの帰結」だと述べている（『文書館運動の周辺』、p.19）。しかしながら、運動の主な担い手たる近世史研究者が「眼前で史料の散逸を数多く経験」していることから、そのような状況で育った、彼らの「皮膚感覚」が史料保存運動に一定の枠を与えてしまったことも指摘している。
日本における歴史資料保存運動と文書館設立運動の関わりについては、前掲『日本の文書館運動』を参照。

[16] 鈴江英一「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」北海道立文書館研究紀要第4号（1989年）、p.101。戸島前掲論文、p.354。誤解のないように申し添えておくと、わたしは、保存を軽視しているわけではない。保存すべきであると判断した資料は、全力をあげてケアすべきであると考えている。ここで多少批判的に命名した保存第一主義とは、保存すべきかどうかの判断よりも、「まずはとっておく」という意味での「保存」（「保管」と称してもいいかもしれない）を優先させる行動パターンや、そのもととなる心性のことであり、しばしば評価についての判断停止をともなうものなのである。

このようなメンタリティは、行政において、記録管理や公文書館のシステムが不備である状況では、システムの欠落を非システム的に（すなわちランダムに）補完していた面があろう。[17] しかし、いったん公文書館が設置され、公文書が絶え間なく公文書館へと流れ込む体制が整ってくると、話が違ってくる。公文書の発生から最終的な処分（公文書館の資料として保存・整理していくか、あるいは廃棄するか）まで、ひとつのシステムとして合理的に運営していくためには、システム不在のときと同じ心性のままでよいのかどうか。「廃棄」というのは、行政における記録管理／公文書館システムにとって必須な業務のひとつであって、それを必要悪と見なすのは、そもそもシステム自体に倫理的問題がある、というのに等しいのではないだろうか。

公文書館を設置するということは、資料を残すための書庫スペース、環境、人員などの業務遂行能力“capability”を手に入れることだといってよいが、果たしてわれわれの理念は、capabilityに追いついているだろうか。[18] 単に「廃棄される資料を救済したい」というだけの心性は、公文書館における評価・選別の理念たりえない。どのような目的をもってある種の公文書を残すのか、その点を明確にし、続いて、どのような公文書を残せばその目的にかなうのかを客観的に判断すること － そのような理念がない場合に、起こり得る望ましくないシナリオのひとつは、「とにかく資料を残したい」という強い気持ちがcapabilityとドッキングし、書庫が満杯になってどうにもならない状況にいたるまで選別、廃棄を先送りにすることである（capabilityがなければ、どんなに強く思っても、できなかったことだ）。もちろん、その場合、実効性のある評価・選別基準など、つくられはしない。そのいっぽうで、capabilityの拡大に対する要求はどんどん膨らんでいくだろう。つまり、書庫増設や人員枠拡大への要求である。そうなると、われわれのテーマは、いかに的確に残すか、ではなく、いかに多く残すか、になってしまう。より多く残すことが自己目的化するのである。これでは評価・選別どころではない。理念なきcapabilityの獲得と行使は、放恣に流れやすく、結果として公文書館の存在意義すら危うくしかねない。これは、われわれが肝に銘じなければならないことである。

資料的価値のインフレーションと廃棄のハードルの上昇

評価・選別を困難にしている心性的要因に加え、問題をさらに複雑にしているのは、公文書館資料が特有に持っているとされる価値（あるいはその価値についての通念）である（「価値」という用語は、公文書館関係の文献における頻出語であるが、この語くらい、きちんと吟味もされないまま盛んに使われている例もめずらしいと思う）。[19] たとえば、公文書館資料の価値の特性として、図書館が扱うような出版物と違い、

---

[17] 古い文書に対する畏敬の念が全く存在しなかったならば、そもそも歴史資料を残すという行為自体が存在しうるか、怪しい。これはわたし自身の体験だが、沖縄県公文書館開館（1995年8月）後まもないころに、石垣島の沖縄県八重山支庁を訪れ、そこに残っている、沖縄の日本復帰以前の公文書（琉球政府文書）を調査させてもらったことがある。総務課の係長は倉庫をひととおり見せてくれたあと、「じつは、たいへん古い文書が二箱あるのですが、見てみますか」といった。それは何ですかと聞くと、「いや、じつはあまりに古い簿冊のようなので、怖くて触らないようにしています」という。箱を開けてみると、（沖縄県では希少な）戦前の県公文書などが出てきた。この場合、古い資料への畏怖の念が、消極的なやり方であるにせよ、この資料を保存した、といえよう。もちろん、「蛮勇」をふるってオフィスをクリーンアップするような担当者が現れた場合、文書の運命はここに極まる。個々の文書の残り方を偶然が左右するわけであり、本文中「ランダム」な残り方をする、といったのはそのようなことを指している。

[18] このようなtheory／capability gap（物理的能力とそれを制御し使いこなすための理念との乖離）とでもいうべき状況は、じつは現代社会のあらゆる側面に見られるのであるが、それは余談となるので、ここでは触れない。

[19] 「価値」については、以下にあげる事辞典の「価値」（あるいは“value”）の項を参考にした（カッコ内は項目の執筆担当者）。『平凡社大百科事典』（平凡社、1984年、西部邁）、『縮刷版文化人類学事典』（弘文堂、1994年、綾部恒雄）、『現代哲学事典』（講談社現代新書、1970年、杖下隆英）、CD-ROM版*Encyclopedia Americana*（Grolier Electronic Publishing Co., 1995, T. N. Carver）。

「オリジナル」であり、一点限りしか存在しない「ユニーク」なものであり、いちど廃棄してしまうと、その内容は永久に失われてしまう、ということがいわれる。[20] なるほどこのように、公文書館が扱う資料の価値を強調することにはたしかにメリットがある。公文書館資料が重要であればあるほど、税金を使って公文書館事業を維持する正当性もいや増すというものだ。さらに、公文書館資料の価値が高く評価されれば、それを扱う専門職までも付帯効果により重要視してもらえるかもしれない（扱う対象が重要だから扱う者も重要だ、とは論理的に直結しないけれども、そのような付帯効果は、たしかに世間にありがちな話ではある）。しかしながら、それには諸刃の剣というべき側面もある。つまり、公文書の価値をあまり膨張（インフレート）させると、廃棄のハードルもまた高くなりすぎてしまうのである。

アメリカのアーキビスト、Gerald Hamはつぎのように述べている。

> アーカイブズ選別をこれほど難しくしているのは、それが最終的なものだという事実だ。アーカイブズ資料は通常一点しか存在しない（unique）ため、アーキビストが何を残し、何を廃棄するか、あるいは何を放置しておき滅失するにまかせるかという決定は、いったん下してしまうと、取り返しのつかないものなのである。図書館司書がある本を買わないことに決めたからといって、その本が社会から失われることはないが、アーキビストが取っておかない記録は永遠に失われてしまう。[21]

---

[20] Frank Bolesは、他の「情報専門家（information specialists）」も情報の選別を行うが、それらの専門家にはない、アーキビストに特有な選別上の責任が存在するとし、それについてつぎのように述べている。「アーキビストは、資料を廃棄するとき、これらに含まれる情報は永久に失われるのだ、という前提でそれを行う。図書館のように、インターライブラリーローンのシステムによって同じ本が見つかるというわけではないし、地下書庫にマイクロフィルムがあって原本（original）の代わりに使えるということもないし、コンピューターテープにバックアップが取ってあって、テープドライブに装填して読み出せるというわけでもない。他の情報専門家が下す決断と違い、アーキビストの評価決定は、通常、最終のものであるし、やり直しはきかない」。Boles, *Archival Appraisal*, p.1. この主張は、アーキビストの行う業務のユニークさを強調しようとするあまり、多少公正さを欠いてしまっていると思う。

[21] Gerald Ham, *Selecting and Appraising Archives and Manuscripts*, Chicago, 1993, p.1. Hamの指摘する困難さを、決して技術的なそれだと解釈してはならない。これは、むしろ、大いに心理的なものだ。ところで、公文書のユニークさの他に、原本性（originality）に対して働く特別な心理については、1997年9月に、地方自治体の文書担当職員や史料保存関係職員等を対象にしたアンケートの結果に一例をみることができる（『文書管理通信』No.35およびNo.36）。「複製物を作製した永年保存文書は廃棄可能か」というアンケートの設問に対し、ある回答者は「オリジナルの価値とは、財産的価値ではなく、原本と呼べるものは世界に１つしかないという存在的価値」であるという理由を挙げて、廃棄してはならない、という立場をとっている。また、同じく廃棄反対の立場をとる別の回答者は、原文書に「真の価値」が見いだされるのだ、としている。ただ、公平のために付け加えておくと、廃棄反対の立場を取る回答者の多くは、複製には再現できない、たとえば紙質、インクの色や質といった非文字的情報が失われることを重く見ているようであり、これはもちろんただちに心理的要因によるものと断定することはできない。

ちなみにこのような、複製でなく、原本で保存することを正当だてる価値を、“intrinsic value”（固有価値、内在的価値）という。Intrinsic valueの概念を明確化しようとした1979年の米国立公文書館の努力（彼らは、紙文書の減量の必要性に迫られ、マイクロなどの複製作成後に廃棄できる記録とそうでない記録の区別を明確にしようとしていた）にもかかわらず、この概念はいまだ問題含みだとわたしは思う。そもそも「内在的価値」というネーミングが、絶対的価値を想起させる。わたしは単純に、これを、複製では表現できないところの、資料の持つ「属性」（property）、または「非テキスト情報」（non-textual information）と呼んだほうがよいと思う。あるいは、「価値」ということばをどうしても使いたければ、「非テキスト情報的価値」としたらよいと思う。文書の内容（テキスト）は、複製においても保存されるからだ（そうでなければ、複製の役を果たさない）。ところが、アメリカアーキビスト協会（SAA）や国際文書館会議（ICA）用語集の“intrinsic value”の項を見ると、文書の「内容」（content）も内在的価値に含められており、これはちょっとひどいと思う。また、「利用」という、直接には資料の属性によらない、外的なファクターも「内在的」価値に含められている有様である。米国立公文書館の「内在的価値委員会」の報告書（1982年）においては、出所や内容の怪しい文書も、後に科学的なテストを行うこともあるかもしれず、そのために原本を取っておく必要があるという意味で、内在的価値を持つとされる。ここまでくると、コトバの濫用としかいいようがない。米国立公文書館の報告書については、“Intrinsic Value in Archival Materials”（前掲 *A Modern Archives Reader*, pp.91-99）参照。

なるほど、たしかにHamのいうとおりかもしれない。だから、われわれは、評価・選別という業務を行うに際して、じゅうぶんに慎重にならなくてはならない。それは認める。しかし、Hamの言は、いわゆる「角を矯めて牛を殺す」の類で、われわれをして萎縮せしめるのに十分な効果を持っている。評価・選別すべき公文書を目前にHamにかようなことを耳元でつぶやかれたなら、私だったら怖くて廃棄の決定などできない。

先に公文書の「絶対的価値」についての言及に触れたが、公文書館関係の文献には、このように公文書の価値を絶対の域にまで持ち込みかねない雰囲気を持つものが少なからずある。しかしながら、公文書が「ユニーク」で「オリジナル」で「絶対的価値」[22] を持ち、とにかく保存することが肝要なものであるとするならば、そもそも評価・選別をすること自体が間違っている。しかしながら、先に論じた「保存第一主義」の枠組みで考えるなら、公文書に絶対的価値を持たせるのも自然といえよう。

じっさい、保存を第一に考えるなら、「公文書の（そしてより広く記録の）絶対的価値」を前提としたほうが都合よい。そして、そのように形成される理念的枠組みは、それが文書保存運動を担っている限りにおいては、それなりに有効であることは認めなければならない。行政的観点から用済みとなった公文書を、気軽に捨ててしまおうとする行政マンに対し、効用的見地から説得を試みても効果はあまり期待できない。なぜなら、行政マンは、まさに効用的見地からその公文書を用済みだとみなしているわけだから。そこにおいて、効用的な議論を二義的なものとしてとりあえずわきにおいておき、かわりに絶対的な価値のパラダイムで相手を説得にかかることは、戦術として悪くない。ことに説得者自身がその理念を深く信じている場合には、ぜひともその戦術を採りたいだろう。それは、たとえていえば、人権が蹂躙されている国において、人権は、それが誰のであろうと無条件で尊重されなければならない、という原則を認めさせることに大きな意味があるのと似ている。じっさい、公文書館法が成立した（1987年）ことや、1999年現在過半数の都道府県で公文書館が設置されている事実は、文書保存運動が一定の成果を収めたことの証左としてよい。ところが、「評価・選別」、そして「廃棄」がシステムの重要な柱として機能しなければならない公文書館事業においては、公文書に、人権や人命と同じように、それが無条件で尊重されなければならないという意味での、絶対的価値を認めることは、システム自体を否定しかねない論理的結末をもたらす恐れがあるし、さらには、公文書館職員の職務のうち、もっとも重要とされる評価・選別の業務にあたる者をして、倫理的ジレンマに直面せしめかねない。じっさい、公文書関係の文献を読んでいて気になるのは、「記録」を、人間に擬して捉える傾向があることだ。[23] この問題については、物語を使った付論、「レコーズ星のこどもたち」で別に論じることとする。

記録の効用と歴史研究上の使用価値が結びつくと…

振り返ってみると、公文書の評価の問題が、まず使用価値の問題として、効用論的な枠組みの中で論じられてきたのは、もともと行政体が、その記録管理の過程において、自らの必要性に鑑みて、残すべき文書とそうでないものを特定してきたことを考えると、たいへんに自然なことであった。Hilary Jenkinson卿[24]が、文書を作成した原局に廃棄と保存の決定をまかせるべきだとした[25]のは、職業的アーキビストなど存在しない遠い昔から、行政体が必要な文書はとっておき、不要なものは廃棄した、何世紀にもわたる慣行の追認[26]

---

[22] 「絶対的価値」の定義は難しい。ここでは、絶対的価値をとりあえずつぎのように定義しておく。まず、それは、比較考量を許さない、相対化できない価値である。つまり、時代が変わろうが、判断者が変わろうが、左右されない。その意味では、普遍的で、客観性を持った価値といえる。これに近い例として「人命」があげられよう。「人命は何ものにもかえがたい、尊いものである」というときの価値である。ただし、人命があらゆる時代、社会、個人によって遍く絶対的に尊ばれたとはいえないが。

であったと見ることもできよう。また、プロシアやババリアにおいて、行政体の頂点の資料を選んで残す、いわゆるアオスレーゼ・アルヒーフが発達した[27]のも、エリート主義的なイデオロギーの産物であるというよりもむしろ、ピラミッド型を成す近代官僚・政府組織に普遍的な、上方へ行くほど権限＝責任の大きくなるシステムを考えれば、重要な決定の証拠書類は上位の組織により多く残っているはずだという、じつに効用論的な判断が働いた上でのことだと解釈して、充分に説明がつくものと思う。[28] 行政の発展において、ドイツとは異なる歴史を持つアメリカ[29]において、評価・選別を行うにあたっては、記録を保存する効用とそのコストを厳密に計算するべきだ、という議論が出てきたのも、やはり効用論の流れと見ることができる。[30]

つまり、後々「使われる」文書（つまり「使用価値」の高い文書）を残そう、というわけである。アメリカの初期の評価・選別の論者、Philip Bauerはアーキビストが兼ね備えておかねばならない「未来予見能力」について語った。[31] Bauerの主張は、それが、行政体が自らの必要性を予測して永年保存文書を残す、といった伝統的に行われてきた行為の範囲にとどまる限り、大きな問題もなく、経験論的な枠組みで収まったろう。ところが、効用論的評価・選別の枠組みの中に、行政的利用（ここでは、行政組織の職員の利用、という狭い範囲ではなく、行政行為の介在する、行政と市民との関係において、市民が必要とする公文書を

---

[23] 「記録のライフサイクル」というネーミングがまさにそうである。石原一則は記録のライフサイクル概念を、記録の、「役割に応じた複数の段階」に応じて「誕生、幼年期、青年期、壮年期、老年期」という、人生とのアナロジカルな対応関係において説明している。石原一則、「欧米における記録管理」（前掲『記録史料の管理と文書館』）p.461。Gerald Hamの評価・選別についての著書には、ウィスコンシン州のファイリングシステムの手引き書からイラストが転載されているが、こちらも基本的には同じく、記録と人生の諸段階が対応している。 *Selecting and Appraising*, p.27. また、某県立公文書館の公文書担当者は、公文書廃棄業務の功により、「殺人鬼」というあだ名をたてまつられたという話を聞いた。まさしく、評価・選別は、「記録の生死を決する」（「文書館専門職〔アーキビスト〕の養成についての提言」、前掲『日本の文書館運動』p.35より）ことだ、ということになる。もっとも、記録の価値を高め過ぎたことに関しては、反省も出てきているようで、Hunterはアーカイブズ資料の「恒久的価値（permanent value）」（「永遠に続く価値」）が、最近では「耐久的価値（enduring value）」（つまり、「長持ちする価値」）という言い方に変わりつつあることに触れ、つぎのように指摘している。「…記録の研究的価値は時代とともに変わるので、特定の記録が歴史的目的にとって不要になり、捨てても構わなくなったりする。もしもわれわれが、アーカイブズ資料を、恒久的価値を持つものである、というふうに定義したならば、それらを聖なるものとしてまつりあげてしまうことになり、後に考えを変えて廃棄をしようにも、それがやりづらくなってしまう。（これに対し）耐久的価値は、記録を列聖するのではなく、その下の地位である列福をするものである」。 Gregory S. Hunter, *Developing and Maintaining Practical Archives: A How to Do It Manual*, New York and London, 1997, p.3. アーキビストに、後における評価見直しのための柔軟性を確保しようというHunterの立場は、多くの公文書館でdeaccession（ディ・アクセッション、いったん公文書館資料として受け入れ、登録した資料を、公文書館資料から抹消すること）が恒常的に行われていることを示唆している。じっさい、Livelton の指摘するところでは、「…こんにち、多くのアーカイブズ機関が、すでに自分たちが管理している文書を廃棄しているようだ…たとえばカナダでは、最近行われた全国調査に回答したアーカイブズ機関のうち、65パーセントが活発に評価の見直しを行い、以前にいったんは恒久的保存の価値がある、と評価したはずの資料を“deaccessioning”－これはほぼ廃棄に等しい－している」。 Livelton, *Archival Theory*, p.71 このような事例からすると、アーカイブズ的価値を絶対視しようとする傾向は、現実の前に後退を余儀なくされつつあるのだろう。

[24] 1882-1961。「同世代で最も影響力のあったイギリスのアーキビスト。英国におけるアーカイブズ実務の権威的指南書である*A Manual of Archives Administration*の著者として記憶されている。しかしながら、アメリカ人にとって最も意味深いのは、ジェンキンソンがアーカイブズの重要性を世間に知らしめるプロパガンディストだったことだ」（*A Modern Archives Reader*, p.2）。

[25] Hilary Jenkinson, “Reflections of an Archivist,” in *A Modern Archives Reader*, pp.15-21, a reprint from *Contemporary Review* 165 (June 1944). 安藤正人『記録史料学と現代』pp.234-235。Jenkinson は、評価者の主観による偏向がかかるとして、評価選別自体を嫌ったようである。Luciana Duranti, “ The Concept of Appraisal and Archival Theory,” American Archivist, 57 (Spring 1994), pp.334-337, esp.pp.336-337を参照。Jenkinsonの立場を象徴すると思われる次の言葉をあげておく。「アーカイブズ資料は、自然な過程で集まってきたもので、まるでトプシーのように（放っておいても自然と）成長したものなのだ」（カッコ内は筆者が補った）。Jenkinsonは、アーカイブズ資料は、意識的に選んで残したものではなく、そこが博物館の資料と違うところだ、と言っている。Jenkinson, Reflections, *op. cit.*, p.18。トプシー（Topsy）は、ストウの小説、「アンクル・トムの小屋」に出てくる人物名。Jenkinsonの考えるアーキビスト像は、行政から預かった資料を、原型をきちんと保全して管理するcustodian（保管人）としての役割を果たすものであった。Schellenberg, *Modern Archives*, p.14.

調査することも含める）とは別の、公文書の歴史的価値の評価、という観点が入り込んできたとき、われわれはじつに容易でない問題を抱えることとなった。つまり、「歴史的価値」が、語義についての特別な吟味を受けることなく、効用論的な評価・選別論と結びついたとき、われわれはこれを「歴史資料としての使用価値」のことだと解釈したのである。つまり、ある資料が、将来において、歴史研究に利用されるかどうかが、その資料の歴史的価値を決定するというわけだ。

行政利用とは別の、主として歴史研究者のニーズをも念頭において評価・選別をするのだ、という理念は、米国立公文書館のTheodore R. Schellenberg[32]の発明した概念によって強化されることとなった（1950年代のことである）。すなわち彼は、公文書には、公文書の作成機関にとって有意の「一次的価値」（primary values）の他に、作成機関以外の行政機関や私的利用者にとって有用な「二次的価値」（secondary values）があると主張する。「二次的価値」は「証拠価値」と「情報価値」にわかれるが、後者の選別においてアーキビストは、「歴史的価値」に基づいて評価を行うことが求められた。[33] Schellenbergのスキームにおいてアーキビストは、政府が廃棄することにした記録の中から、その「一次的価値」が消滅したあとに残るかもしれない「二次的価値」を評価する権限を与えられるべきなのである。[34] 評価・選別に、行政の必要性だけではなく、一般のユーザーのニーズを導入しようというSchellenbergの議論は、じつに民主主義的に響くので、結構なことにも思える。[35] しかしながら、今日でもアーカイブズ界において絶大な影響力を持つ「公文書館理論の父」のいうところの「情報価値」をどう量るか、についてはいまだに定説はない。また、

---

[26] 人類の歴史におけるアーカイブズの起源を考えるとき、われわれは行政体の記録管理に行き着く。James Gregory Bradsher and Michele F. Pacifico, "History of Archives Administration" in James Gregory Bradsher ed., *Managing Archives and Archival Institutions* (London, 1988)。公文書を選別して保存したり、廃棄したりするのは何もアーカイブズや公文書館の専売特許ではなかったわけだ。日本における公文書管理の歴史については、安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』（北海道大学図書刊行会、1996年）を参照。イギリスにおいて、国立公文書館副館長（Deputy Keeper）が、早くも1875年には、すでに受け入れて保管している記録のうち「無用のもの」を廃棄する権限を求め、1877年には公記録庁法（Public Record Office Act）によってそれが認められた（同時に彼が無用とみなす記録の受け入れ拒否権も付与された）。その時、1715年以前の文書は廃棄権限の範囲からはずされたが、その後、1898年に、この制限ラインは1660年にまで縮小された。この、選別における公文書館側の権限拡大の流れからすれば、Jenkinsonがそれを否定したのは、あるいは「回帰」と呼んだほうが適切かもしれない。どの資料を残すかについて、行政体側に選択させる、というJenkinsonの理念は、今日にいたるまで、イギリスの評価・選別の基本になっているという。Kolsrud, *op. cit.*, pp.27-28。

[27] これについてはHans Booms, "Society and the Formation of a Documentary Heritage: Issues in the Appraisal of Archival Sources," *Archivaria* 24(Summer1987), 編集者注88のbを見よ。

[28] のちの時代にも、たとえばKarl Otto Muellerは、中央及び中間行政体の記録の重要度を地方行政体のそれの上位に置いたが（1926年）、これはやはり行政のハイアラーキカルな構造を重視する考えを反映している。Muellerの主張は、1937年のドイツアーキビスト年次大会において、Heinrich Otto Meisner によって引き継がれた。Kolsrud, "The Evolution," pp.30-31。

[29] ドイツの官僚制概念（マックス・ウェーバーの議論）やアメリカの行政組織論については、村松岐夫『行政学教科書』（有斐閣、1999年）を参照した。

[30] Nancy Peace, "Deciding What to Save," in Nancy Peace ed., *Archival Choices: Managing the Historical Record in an Age of Abundance*, Lexington, Massachusetts and London, p.6。安藤正人『記録史料学と現代』p.239。Peace論文の入手については、国立史料館の安藤正人氏にお世話になった。この場でお礼を申し上げたい。

[31] Hunter, *op. cit.*, p.48.

[32] 1903-1970。「アメリカ公文書館理論の父」（Gerald Ham）。

[33] Schellenberg, *Modern Archives*, pp.16, 28-29, 139-160.

[34] *Ibid.*, p.32.

[35] Schellenbergが引用するPhilip C. Brooksのつぎのようなコメント（1948年）に、そのような気分があらわれていないだろうか。「（評価・選別における）米国立公文書館の最も重要な貢献は、研究的視点からの判断である。自分の仕事で手一杯の行政マンが、自分たちの記録を、将来において歴史家や政治学者や経済学者、社会学者に統計学者、あるいは家系調査者やその他の多様な利用者らがどの程度まで必要とするかを知っているとする理由はないのである。一方、国立公文書館は、政府と人民の両方に記録を提供することを目的としてうたっており、どのような種類の記録や情報が必要とされているかを知るための経験を蓄積しつつある」。*Ibid.*, p.32.（強調は富永が付した）。

研究者の必要性を考慮に入れた評価をすることの問題を指摘する論者もあり[36]、われわれは今日に至るまで価値の迷路をさまよいつつ、ああでもない、こうでもない、という議論を繰り返し、そしてふたたび、またみたび同じ地点に戻っているおのれを見出すのだ。[37]

評価・選別において歴史家あるいは歴史学は頼りになるのか？

さて、効用論的歴史資料価値の立場から、将来どの資料が歴史的に価値あるものとなるのか、歴史家に協力と助言が求められてきたのは、当然のことであった。ところが、結果はあまり芳しくない。いまや歴史家というものは、つぎの二つのうち、どちらかのアドバイスをするものだという評判である。ひとつは、自らの興味関心に沿った資料を残すよう求めるもの。いま一つは、「どれが将来重要な資料となるかわからないので全て残すように」というものである。[38] 前者の助言は言語道断というべきであるが、後者のコメントは正直に自らの限界を認め、一見良心的にみえるのだが、実際にはできないことを要求しているぶん、無責任といえる（全量保存が許されるなら、はじめからわれわれが歴史家に相談を持ちかけるということもなかったわけである）。

それでも、Gerald Hamのいうように、アーキビストたちは、歴史研究者たちの需要に応えようとして

---

[36] 反対論については、稿を改めて論じよう。

[37] 評価・選別をめぐる議論が堂々巡りをしていることについては、一例としてデンマーク国立公文書館のEriksenが指摘している「形式主義的」評価と「内容主義的」評価の対立がある。August Wiemann Eriksen, "The Debate on Appraisal - Recurrences and Traps" in *The Principle of Provenance: Report from the First Stockholm Conference on Archival Theory and the Principle of Provenance*, 2 - 3 September 1993 (Sweden, 1994) pp.133-138を参照。

[38] ドイツのHans Boomsは嘆く。「…過去20年以上にわたって、歴史家による諮問委員会とつきあってきた経験から確信するにいたったのだが、歴史家たちの意見が一致するなんてあり得ないのだ。評価の問題に関して、自分の研究に役立つ記録を最も重要だと見なす傾向が常にある」。Hans Booms, "Ueberlieferungsbildung: Keeping Archives as a Social and Political Activity," *Archivaria* 33(Winter 1991-92), p.29. 大濱徹也も、これは民間在資料の収集についてではあるが、大学の「研究者」の個人的関心によって収集すべき資料の選別が行われてきたことを指摘している。大濱徹也、「日本のアーカイブズ－現在問わるべき課題をめぐり－」第3回EASTICA（東アジア文書館会議）総会（1997年10月14日－17日、東京）における講演。また、全ての資料を残すべき、という歴史家のアドバイスについて、樋口雄一はつぎのように回顧する。「かつて神奈川県史の主任執筆委員をした竹内理三は公文書の選別の話が出るとすべての資料を残す必要性を強調されていた。ゴミとして捨てられた木簡が貴重な資料となっていることを説明しておられた」。樋口雄一、「公文書館における評価と選別」p.33。小林蒼海が紹介した、Gerald Hamのあげた事例には次のようなものがある。「高名な歴史家であるJohn Hope Franklinは、[ある事件で意見を求められて]、1974年11月に、シカゴの連邦法廷に立ち、過去の記録を保存することの価値についてその意見を述べた。彼は、全てを取って置くべきである、なぜならば『今から10年、15年又は100年後に何が価値があることになるかを知る方法がない』からであると述べた」。小林蒼海、「アーカイブスについて」、『北の丸』（国立公文書館報第20号、1988年3月）、p.16（引用文中の漢数字は、富永が算用数字に置き換えた）。

歴史は本質的に後験的（retrospective）な学問である。その本質を忘れ、歴史家に未来を語らせようとする最近の傾向に、歴史家として危機感を抱く者もいる。「通常の宗教的、哲学的、そして道徳的教義が権威を失ってきている。したがって、歴史家に人類の将来をたずねることが習慣化してきた…歴史家に、できないことをさせようとした瞬間、いま見たような厄介事に歴史家を巻き込むことになるのだ。その後に続く混乱の中では、むしろ次のように主張する方が容易かもしれない。つまり、歴史家の仕事は、過去についての客観的な情報を与えることではなく、未来に対するメッセージを提供することである、と。これこそが、歴史を修辞学の一分野として定義し、また、歴史家の、過去を発見する能力を否定したがる人々によって好まれる立場であり、彼に未来の青写真を期待するものである。さあ、われわれは、根本的な点について、きちんと確認することにしようではないか。歴史家は痕跡（evidence）を取り扱うのであって、修辞は彼の商売ではないのだ、と」。*History Textbooks: A Standard and Guide 1994-1995 Edition*, American Textbook Council, New York, New York, 1994, p.34。示されている典拠は、Arnaldo Momingliano, "History in an Age of Ideologies," *The American Scholar*, vol.51, no.3, Autumn 1982, p. 506。

[39] Gerald Ham, "The Archival Edge," p.329.「歴史学の風見鶏」となることの本当の問題は、アーキビストが歴史学の下僕となることよりも、実現可能性が原理的に怪しい目標のために、実務的で秩序的な評価・選別システムの発展が犠牲になる恐れがあることだろう。

きた。しかし、未来を予見することが不可能である以上、それは結果として、歴史家たちのさまざまで、しかも時代とともに移り変わる要望を満たさんがために、右往左往することともなった。Hamの用語を借りれば、「変化する歴史学の風向きによって突き動かされる風見鶏」(a weathervane moved by the changing winds of historiography) というわけである。[39]

---

[40] そして、そのような議論の根拠は、「これは興味深い」という主観的な評価か、「これを廃棄すると、このことについて永遠に情報が失われてしまう（したがってこの件についての将来の歴史研究を閉ざしてしまう）」という袋小路の主張にしかならないのも確かなのである。

[41] Fritz Zimmermanは、「人の興味と需要が文書に価値を与える」と考えた。これはHans Boomsの論文に拠る。"Society and the Formation of a Documentary Heritage: Issues in the Appraisal of Archival Sources," *Archivaria* 24(Summer 1987), p.91. Zimmermanのいわゆる「市場価値」論は、学者や研究者の需要を念頭においていたためであろう、出所(provenance)ではなく、トピック(pertinence)による分析こそが記録の価値を構成するのだ、という立場であった（Kolsrud, "The Evolution," p.32に拠る)。

ここでわたしが読者の注意を喚起しなければならない重要なことがある。それは、歴史研究者の選ぶトピックは任意である、ということだ。つまり、彼らは、世の事象を、ありとあらゆる切り口で扱う自由を持っている。この点は、いくら強調しても足りないくらいだ。なぜならば、まさにこの任意性こそが、公文書館におけるトピック評価・選別を無意味にするものであるからだ。説明しよう。ある所与の資料群（なんでもよい。たとえば、沖縄県の総務部がある年度に保存年限切れで公文書館に引き継いだ公文書の総体、とか）を、出所やその文書が生み出されたところの、行政の活動の種類によって分類するのは難しいことではない。評価者がそれをシリーズレベルで選別することも困難ではない。しかし、評価のためにそれをトピックに分類することは、あまり意味がない。歴史叙述上のトピックは、完全に歴史事象に依存しているわけでも、独立しているわけでもないのだ。歴史事象をどう分節するのか、歴史家が歴史事象そのものからの影響を免れないのは事実だが、同時に彼が創造的な主観を介入させ得る余地もかなり残っているのだ。分節の仕方は理論的にはそれこそ無限にあるのである。

しかも、トピックは重層性を持つ。「文化」を評価・選別のトピックとして採用することを例にして考えてみよう。この場合、作業上さらにトピックを限定していくだろう（これは論文を書くときと同じであることに注目)。たとえば「＜沖縄の＞文化」、「＜琉球政府の＞文化＜施策＞」といった具合に。ところが、「＜沖縄の＞文化」をキーに資料を選ぶ場合と、「琉球政府の＜文化＞施策」をキーにする場合では、同じ「文化」を扱っても、概念の階梯が同レベルにないことは容易に理解できよう（後者が前者にぶらさがる形で階層を成す)。この例からわかるように、トピック選別を採用する場合、キーとなるトピックのレベルをどの段階で統一するのか（あるいはしないのか）が大きな問題となってこよう。しかも、なお悪いことに、トピックは輻輳性を持つ。上の例でいえば、「琉球政府の文化施策」において、「文化」というトピックの限定辞と見えた「琉球政府」は、容易にメイントピックに反転する。たとえば、琉球政府の歴史を叙述しながら、その施策を取り上げる形で経済や医療などの諸分野とともに、「文化」施策について限定的に述べることもできるのだ。この場合は「文化」が逆に限定辞となる。

しかしながら、問題がトピックの重層性、輻輳性だけに限られるのであれば、評価・選別の客観基準めいたものを作成するのも不可能ではないかもしれない。トピック選別が、客観基準作成を放棄することなしには採用され得ない理由は、ある文書が任意のトピックに対して有意である(relevant)かどうかの判断が、歴史的なある事実と、別のある事実との間に因果関係をつける、という高度に仮説的な（これは厳密な意味での証明は不可能である）作業を伴うことである。歴史家から見れば、そのような作業は、歴史叙述のプロセスの中でも重要な部分を占めるわけであるから、アーキビストが特定の歴史観や、自身の嗅覚による評価・選別を行うことは、彼らにとって迷惑千万であるはずだ。彼らは潜在的な被害者だといってよい（歴史家がアーキビストにかわってトピック選別をしたとしても、他の歴史家が潜在的な被害者になるという点では、ことの本質は全く同じである)。以上の点から、わたしはトピック選別に反対する。評価・選別は、トピックというパラダイム（枠組み）とは交差しない（つまりトピックとは没交渉の）基準、すなわちある公文書がどの部局で作成されたかという、「出所の原則」(principle of provenance)に基づいて行うべきである。それは、トピックによって資料を調査していく歴史研究者にとって、資料選別の結果としてのバイアスが避けられるという意味で、たいへんに望ましいことのはずである。考えて見ると、公文書のトピック中立性は、行政がトピックによって文書を作成してはいないという事実によってもともと保証されているはずだ（もちろん、盾の裏面として、トピックというパラダイムで一館の公文書資料を眺めたとき、その不完全さが目に付くということはあろう。しかし行政が歴史事象のトピックのために、あるいはそのようなトピックによって公文書を作成しているのでない以上、あえて責められる義理もないのである)。

トピック中立の資料群を、どのようなトピックで切っていくかは利用者側の任意にまかせるべきであって、アーキビスト側が評価・選別のプロセスにおいてトピック的介入など行ってしまうと、せっかくのトピック中立性が破壊されてしまう。これは、エンドユーザーにとっては迷惑至極なことである（歴史家が、歴史を叙述していく過程については、アメリカの歴史家Marc Trachtenbergのエッセイを参考にした。"Making Sense of the Nuclear Age" in Marc Trachtenberg, *History and Strategy*, Princeton, 1991, pp.261-286)。文書館が、特定のテーマに従って資料を選択することの危険性については、龍野直樹が「自治体史編纂事業と文書館をめぐる一考察」（前掲）で指摘している。ぜひ参照されたい。

沖縄県公文書館の事例でも、公文書を歴史研究の対象としての使用価値の面から評価しようとすると、議論が袋小路に陥ることが経験上確かめられている。そのような議論は、公文書館に引き継がれたうえ、基準によってふるい落とした公文書をすら廃棄させないようなメカニズムを作動させてしまうのだ。[40] また、これも沖縄県公文書館の資料収集に関わる事例で、歴史研究的価値をめぐる主観と主観のぶつかりあい、いわゆる「神々の争い」（マックス・ウェーバー）がじっさいに裁判という形をとっておおやけに行われたケースがある。それについては、歴史研究的な観点から評価・選別をすることの、（行政的な手続上はともかく）原理的脆弱性をよくあらわしている事例だと思うので、わたしが以前に書いたものから抜粋し、付録として本論の後に付しておく。

ドイツ人たちも、公文書の効用論的歴史価値を決定するための試みを行った。Hans Boomsの紹介するところによると、もともとアーキビストたちは、ドイツ観念論を記録評価へ適用しようとしていたのだが、それはうまくいかなかった。この失敗は、アーキビストたちをして、記録の、将来における利用の可能性への議論へと向かわせたのだという。[41] その背景には、アーキビストたちが、自らを歴史家と規定していたことがある。それゆえに彼らは、歴史家に対する奉仕者として、歴史学とはうまくやっていきたいと思っていたし、また、歴史的研究の要求に沿った評価を行うのだという強い意識があった。ところが、将来においてどの資料が有用になるのかを決定できる、という楽観論者は、やはり「歴史神学」の域に足を踏み入れている。ヘーゲル的歴史認識論の伝統の中にあって、彼らは予言者の役を演じようとしたのだ、とBoomsは批判する。[42]

目利きか、価値のミダス王か

> 球審A「俺様は、ストライクとボールの判定を間違えたことは一度もねえ。ボールの軌道が1ミリ違っても俺様にはわかるんだ」
> 球審B「俺様も間違えたことなどねえ。なぜなら、俺様が宣言してはじめてストライクはストライク、ボールはボールになるんだからな」（アンパイアについてのジョーク）[43]

Boomsは、ついに通時的評価をあきらめ、同時代の社会の価値観によって評価・選別を行うのだ、という共時的な立場を打ち出すにいたった。[44] これは、評価・選別のための学問的な基礎を、歴史学から社会学へと転換しようという試みでもあったと見ることもできる。しかしながら、Boomsの提唱は、自らが館長を務めたドイツ連邦アーカイブズで採用されるところとならず、また他所においても成功事例を作り出すことができず、Booms自身も後に敗北宣言ともとれるコメントをした。ドイツ連邦アーカイブズ館長、国際

---

[42] Booms, *op. cit.*, pp.91-92. Boomsのこの批判はもちろん正しい。ところで、日本においてBoomsの名が比較的知られているのは、彼の議論が紹介者を得たからであろう（安藤正人、『記録史料学と現代』）。また、Booms紹介を受けて、Boomsの議論の実際への応用の方法について考察したのが松井輝昭の「現代記録の評価・選別と新聞記事－自治体文書館の視座から－」（広島県立文書館紀要第4号、1997年）であった。他にもBoomsについての言及が幾人かの論者によってなされているが、これらもおおむね好意的である。批判的言及としては樋口雄一のものがある（「公文書館における評価と選別 －原則的考え方－」、前掲）。また、富永一也の「新しい評価選別論の構築をめざして」（未公刊、平成10年度公文書館専門職員養成課程修了論文として1999年3月に国立公文書館へ提出）は、Boomsが「社会の価値観」を評価・選別の基準としようとしたことを批判している。Boomsはドイツ連邦アーカイブスの長を務めた人物であるが、彼の議論は、ヨーロッパよりも北米において大きく取り上げられたようだ。

[43] わたしは、このジョークの原型をどこで読んだかを忘れてしまった。オリジナルのジョークは、確か登場人物が2人ではなく、3人いたような気がするが、記憶がさだかでない。仕方がないので、本稿に有意なようにここに再構成して書いてみたが、もとのジョークは、もちろん、ずっとパンチがきいていた（と思う）。

文書館会議（ICA）議長といった要職につき、アーキビストとしての栄達を極めたこの人物も、自己の唱道する理論においては勝利者になれなかった。[45] それでも、彼の名は記憶されるべきであろう。それはもちろん、彼の提示した評価・選別の手法によってではない（それは、われわれ実務屋にとって何の実効性も持たないないものだ）。Boomsが記憶されるべきは、むしろ彼のなした革命的な発言によってである。ただし、彼は議論全体の中であまり目立たぬようにそれを行っているので、ともすると見落とされてしまうかもしれないが。以下が問題の発言である。

> アーキビストは文書記録（documentation）の価値を、その文書そのものに求めることはできない。そこにはそれの「客観的」価値は存しないのだ。文書資料（documentary sources）には、文書そのものに見いだされるもともと備わっている価値(inherent value)などないのである。文書資料は、アーキビストが評価の過程で価値を与えてこそ価値あるものとなるのだ。[46]

つまり、Boomsは、アーカイブズ的価値の源泉を、最終的には職業的アーキビストそのものに置いたのである。この宣言の重大さというのはつまりこうである。彼の主張を受け入れるならば、アーキビストたちがどのような評価・選別モデルを作ろうと、それが精密であろうが粗略であろうが、もはやそれは本質的な問題ではなくなる。アーカイブズ的価値の源泉は、アーキビストそのものにあるのだから、どのような決定をアーキビストが行おうと、その決定は原理的に無謬である（誤ろうにも誤りようがないのだ）。すなわち、アーキビストの主観が絶対になる。絶対は、相対と違い、さまざまな判断者の主観によって左右されないわけだから、ここにおいてアーキビストの主観は客観へと転換する。[47]

この項の冒頭に、アンパイアのジョークを置いたが、効用論的歴史価値の論者はいわば目利きとしての能力を自慢する審判にたとえられるだろう。[48] 一方、Boomsは、「俺がルールなのだ」という審判に似ている。これらをそれぞれ「目利き型」アーキビスト、「ミダス型」アーキビスト[49]と呼ぶことにしよう（ただし、Jenkinsonの主張する、行政から送られてくる資料を大切に預かる保管人 'custodian' としてのアーキビスト像は、行政の効用に立脚している点では効用論の流れなのだが、自ら評価・選別をするアーキビストで

---

[44] Boomsの主張を簡単にまとめると、つぎのようになる。①記録の価値は、記録そのものに内在する絶対的なものではない。であるから、②記録の価値評価をするためには、外部の客観的モノサシが必要である。③外部のモノサシが客観的であるためには、個人の価値観ではなく、社会の価値観を基準としなければならない。社会の価値観は、社会事象の分析を通じて見出すことができる。④したがって評価・選別は、出所の原則によって部局のシリーズ別に行うのではなく社会的に重要なトピックに従って、主題分類的に行わなければならない。⑤このようにして選別されたアーカイブズ資料は、同時代の価値観を後代に伝える文書遺産として新しい意味を持つ。本稿においては、Booms のアーカイブズ的価値の源泉を批判するのが目的であるので、富永前掲「新しい評価選別論の構築をめざして」で行った、Boomsの評価手法についての批判はここでは行わない。ただ、Boomsがいうように、アーキビストが価値の付与者であり、文書遺産の創造者であるのならば、評価の手法はそれほど重要なことではなくなるはずだ。

[45] Boomsの諦念がよくあらわれている論文が"Ueberlieferungsbildung"（注38参照）である。特にp.29を見よ。また、「Hans Boomsは、最近、もはや自分のドキュメンテーション・プランの理論に拘束されないむね宣言した」という証言もある（Eriksen、1993年）。"The Debate on Appraisal,"*op. cit.*,p.134.

[46] Booms, "Society and the Formation of a Documentary Heritage," p.82.

[47] これに対し、効用論的な評価論は、個々のユーザーの効用に価値の基礎を置いていた点で、ユーザーの主観に依存していたことは確かなのだが、個々のユーザーの主観から生まれる需要自体は、外部へ表出されて、客観的に「そこにある」（実在する）。ここで相対が絶対に転化する。

[48] Schellenbergは、arbiter（調停者）という言葉を使っている。

[49] 触れるものがすべて黄金に変わったというギリシア神話の王の名にちなんだのである。「目利き型」といい、「ミダス型」といったが、現実はこのようにきれいに二分できるわけではない。しかし、理念型としてここに提示しておくことは、今後の議論にとって有益であると思うので、読者にはとりあえずJenkinsonの「保管人型」をも加えた三類型を受け入れてもらって、つぎへと読み進めてほしい。

はないので、保管人型アーキビストとして、とりあえずここでは別枠で考えておこう)。[50]

アーカイブズ資料の価値の源泉は何か

目利き型アーキビストに問題が多いことを、すでにわれわれは承知している。やはり、目利き型では、将来予測の困難さという原理的問題から、評価・選別は無理なのだろうか？あるいは、そのような原理的問題は抜きにしても、評価尺度を、使用価値という他者の主観に源流を持つものに依存することで、歴史学の風見鶏（Gerald Ham）になってしまい、アーキビストの自主性を確保する、という観点からして戦略的に間違っているのだろうか？Boomsの行った大転換、つまり価値のあるものを選び出すのではなく、選んだものが価値あるものだ、という理念は、目利き型の問題を解決してしまったのだろうか？そのこたえはとりあえず保留しておき、まずは、効用論の批判から生まれたミダス型の有効性を検討してみよう。

アーキビストを価値の創造者、あるいは決定者と位置付ける議論は、アーキビストはプロフェッションとして存在しなくてはならない、という観念と結びついているように思うが、その意味でわたしが目にした中で最もラディカルなミダス型アーキビスト論は、安藤正人のものである。彼は、記録の評価は、誰がやったにしても不完全だからこそ、プロフェッションとしてのアーキビストの存在価値がある、という。

> この世には、人間の手ではとうてい完全な解決がつかない問題がある。たとえば病と死の問題であり、罪と罰の問題である。人間はこれらの難問の「よりましな解決」を、神のように万能ではないが、特別に訓練され高度な知識と技能を備えた専門職の人々（つまり医者や裁判官や聖職者）の手に委ねることによって、何とか自己を納得させ、社会の秩序を維持してきた。[51]

この議論が成り立つならば、そもそも評価・選別理論の必要性自体も揺らいでくるのではないかと思うが、それはさておき、わたしは、公職につく者であるが、同時に一市民・納税者の立場から、公文書館の職員が、価値のミダス王としてふるまうことに反対である。また、病と死の問題（たとえば脳死その他の生命倫理の問題）にしても、罪と罰の問題（たとえば死刑制度の問題）にしても、医者や裁判官や聖職者などの「専門家」に、「よきに計らえ」とまかせてしまう気にもなれない。逆に、わたしは、人智を超えるような難問ほど、「専門家」に決定を委ねるのは好ましくないと思う。また、価値評価（価格評価ではない。念のため）の領域に踏み込むことに、行政に携わる人間は慎重にならなくてはいけないと考える。[52] 科学者を、皮肉をこめて「現代の聖職者」と呼ぶラップ（Ralph E. Lapp、アメリカの科学者・評論家）は、米国第28代大

---

[50] 註25参照。Gerald Hamは、このタイプを、"archivist as a keeper"と呼んでいる。Jenkinsonを審判のジョークに登場させたら、さしずめつぎのように発言するだろうか。審判C：「A審判もB審判も、偏向しています。今の球がストライクだったかボールだったか、選手たちがいちばんよく知っているはずなので、彼らに決めてもらいましょう」。これは、いうまでもないが、あまり愉快なジョークではない（仮想的にも現実的にも。現実だったら、もちろん大乱闘が起きる)。アーキビストが単なる保管人（custodian）に留まることへの反発は、アーキビストがプロフェッションとしての自己主張を強めるにしたがって、大きくなってきた。また、最近では、電子的に作成、蓄積される記録の増大にともない、公文書館が、単に現用でなくなった記録を受け取るだけの役割だけではなく、政府の記録管理に深く関わらねばならない状況も生まれてきている。Jenkinsonの議論には見るべき点もあるが、それはいずれ触れるとして、アーキビストは「評価・選別をすべきでない」という見解については、本稿の趣旨と異なることをここで確認しておく。

[51] 安藤正人『記録史料学と現代』、第5章の注（7）による（p.257)。もちろん、公文書の評価・選別が果たして「人間の手では完全な解決がつかない問題」に属するものなのかどうか、という前提に対する疑問もある。あるいは、評価・選別の理念を、「人間の手では完全な解決がつかない問題」の領域で考えてしまっているのではないか、という疑問もまた浮かぶ。

[52] むしろ行政は、「価値からの自由」（マックス・ウェーバー）を常に念頭に置くべきであろう。

統領、Woodrow Wilsonの言葉を引いて、少数のエリートが、重要な決定をすることに対して警鐘を鳴らしている。

> 私が恐れるのは、専門家でかためられた政府が出現することである。民主主義社会において、われわれがその任務を捨て、政府を専門家の手に一任してしまうことは、とんでもないことだ。もし仕事のわかる少数の人びとだけが、科学的にわれわれの面倒をみるような事態になったら、われわれはいったい、なんのためにいるのだろうか。なぜなら、もしもわれわれが仕事を理解できないとすれば、その場合に、われわれはもはや自由な国民とはいえないからである。[53]

ただし、その後、世界史の流れは必ずしもラップの懸念する方向ばかりへ推移したわけではないようで、じっさい、「専門的知識人」の支配が解体してきたことが指摘されている。桜井哲夫の議論するところによると、1960年代に進行した情報通信の発達、運輸手段の発展に加え、先進国においては高学歴化により、むしろ一握りのエリートが社会計画を担う「サン＝シモン主義」（あるいはテクノクラート支配）が揺らいできているという。[54] アーキビスト＝プロフェッション論は、それが制度として存在する国においては既得権益擁護や権限拡大が（手段ではなく）目的と化するおそれがあるし、存在しない国においては、あらゆるアーカイブズ的問題の万能薬としての期待をかけられ、プロフェッション制度の確立がこれまた自己目的化しかねないので注意が必要である。公文書館発展のための方策を考えるとき、専門職の確立や権限拡大は、アプリオリな前提条件ではない。わが国の公文書館制度の発展については、それによって達成すべき理念をよく定義する必要があるし、その実現の手段としての方策のひとつとしてプロフェッション論は検討されるべきである。「評価・選別」業務の困難さ、あるいは原理的不可能さを強調し、よってプロフェッションの必要性を説くのは、エリート主義的というより以前に循環論法（しかもお手盛りの）にちかくなる。定点がない。[55]

だが、ミダス型評価のいちばんの問題は、これまで見てきたようなことよりも、ミダス型アーキビストの「主観」を「客観」に変えるシステムが不在なことだろう。じつは神話のミダス王は、「価値」を創造したわけではない。彼は、商品の価値体系において媒介の役割をするところの、「黄金」という商品を生産したにすぎないのであって、黄金が価値を持つようになっているところの価値体系と、その体系を支える交換システムはすでに存在していたのである。これに対し、われらがミダス型アーキビストの場合はどうだろう。Boomsいうところの、「アーキビストが価値を与え」た文書資料を、世間は黄金と見なしてくれるだろうか。

---

[53] ラルフ・E・ラップ著、八木勇訳『科学と社会の対話－科学革命と民主主義の危機－』（講談社ブルーバックス、1966年）、p.18。

[54] 桜井哲夫『自己責任とは何か』（講談社現代新書、1998年）、pp.187-188。

[55] この議論の構図を示そう。「なぜ、評価・選別にプロが必要か？」。「それは、評価・選別がほとんど不可能だからだ」。「不可能なことはプロにもできないのではないか」。「それはプロにも不可能である。しかし不可能だからこそ、プロに預けるのだ」。「なぜ不可能なことをプロにまかせるのか？」。「なぜなら、そのために社会はプロをつくったからだ」。プロフェッションの成立に関するこの「神話」（あるいは思弁的仮説）は充分循環的な匂いがするが、ここから一歩すすんで、プロフェッションが成立している分野の仕事を、そのまま人智の及ばぬ領域であるというふうに演繹的に判断し始めると、循環論法も、より完成に近くなる。評価・選別の理論が、現実から遊離する形で、むしろアーキビスト＝プロフェッションに奉仕的な形で提唱されているのではないか、という疑いは、筆者だけのものではない。辻川敦は、安藤正人の紹介した、カナダのTerry Cookの評価・選別論（「巨視的評価」）について、「評者（辻川氏自身のこと…筆者注）の印象として、『巨視的評価』は欧米での評価選別の実践から構築されてきた理論というよりは、社会的認知度の低いアーキビストの専門性・独自性を強調したいというバイアスのあらわれとみたほうが実態に近いのではないかと思う」と述べている。『歴史学研究』No.731（1999.12）、P.28。

残念ながら、そのようなことは期待できない。そのため、ミダス型アーキビストは、Booms自身が自由主義的多元主義の信仰告白を行っているにもかかわらず、独善的で権威主義的なメカニズムの中でしか存在しえないのだ。[56] それが、現在の日本のパブリックセクターにふさわしいといえるのかどうか、改めて考える必要もないことだろう。

第II部：戦線拡大～ドキュメンテーション戦略は価値問題を解決するか

アーカイブズ資料は偏っている？

ところで、適切な評価・選別が行われるのを困難にしているのは、従来のアプローチが、より大きな社会的コンテクストを無視して行われてきたからだ、という主張がある。これは、先にとりあげたドイツのHans Boomsの議論にも通底するものがあるのだが、この種の議論は、ヨーロッパよりもむしろ北米において盛んなようだ。本論の主題からして無視して通り過ぎるわけにはいかないので、はたしてこの説が妥当であるかどうか、検討してみる。そこでまず、評価・選別論の分野でよく知られたGerald Hamの挑発的な問いを、議論の入り口として本稿でも取り上げることとしよう。

> われわれアーキビストの、最も重要かつ知的にきつい（demanding）仕事は、われわれの時代における人類の経験の、表象となる（representative）記録を後代に残すべく、そのような情報を、よくわきまえて選択する（informed selection）ことである。しかし、なぜわれわれは、その仕事において、かくも不出来でなければならないのだろう（But why must we do it so badly?）。[57]

いったい、何をもって不出来だというのか？Hamの不満はまず、アーカイブズに残る資料が、偏ったものになってしまうということにある。アメリカ新左翼の歴史家、Howard Zinnが、アメリカ・アーキビスト協会の聴衆を前に指摘したように、アメリカのアーカイブズ記録は、金持ちや権力者の側に、大きく偏向しているのだという。Hamはまた、各々のアーカイブズが、個別に資料の選別・収集を行っているため、同様の資料をそれぞれが重複して集めていたり、あるいは互いに競合したりしている、と見る。個々のアーカイブズにおける資料に視野を限定せず、むしろ世の中にある歴史資料全体のことを考えた場合、アーキビストたちはそれぞれの限られた資源を無駄にしている、とHamの目には映る。

適切な資料収集基準が発展してこない原因を、Hamはアーキビストたちを根強く支配している伝統に求める。彼が真っ先にやり玉にあげるのは、Jenkinson流の、保管人的アーキビスト像（custodial image）であって、この強迫観念のためにアーキビストはただ受動的に資料を受け入れるのみであったのだという。[58]

---

[56] ミダス型アーキビストの生み出す「価値」によって公文書館資料を選別保存することは、たとえていうならば、不換紙幣を、信用の裏付けのあるなしにかかわらず、受け取りを拒めば厳罰に処すことによってようやく流通させているようなものである。商品の価値体系と貨幣の関係については、岩井克人『貨幣論』（ちくま学芸文庫、1998年）を参照。

[57] Gerald Ham, "The Archival Edge," p.326. そしてHamの挑戦的言辞はつぎのように続く。「情報収集分野において、これほど広い付託を受けながら、選択過程がかくもランダムで、断片的で、連携がとれてなく、またこれほどしばしば偶発的なものが他にあるだろうか」。なお、この論文は、もともと1975年に発表されたものである。

[58] *Ibid.*, p.328. アーキビストのcustodial tradition（保管人的伝統）に対するHamの反感は根強い。特にHilary Jenkinsonはその代表格として批判されるわけだ。Jenkinson方式だと、アーカイブズに来る資料は「残り物」（leftovers）ばかりになってしまう、と。 Ham, *Selecting and Appraising Archives and Manuscripts*, pp.2, 9.

[59] 注39を参照。

アーキビストが「歴史学の風見鶏」[59] になってしまう危険性に対し警鐘を鳴らすHamであるが、それは資料の歴史的価値判断を歴史家が独占することに対する警告であって、アーキビストの役割を彼は、氾濫する情報を適切に選び、扱い得る量の歴史資料として将来の世代に伝えることにあるとしており、そこにおいてアーキビストが歴史的価値判断を行うことに、歴史家から文句を言われたくはないというわけである。つまり、評価のイニシアチブをいったい誰が取るのか、それは行政マンなのか、歴史家なのか、はたまたアーキビストか、という問題なのであって（資料収集において、アーキビスト・プロフェッションが受け身の立場に立たされるのはもういやだ、ということだ）、その限りでは、彼のいうpost custodial（脱保管人的）な評価・選別論の枠組みもやはり歴史学の影響を脱していないといえるだろう。[60] つまり、アーキビストなら、公文書の行政的な価値にしか注意を払わない行政マンや、そのときどきの流行に研究テーマを左右されがちな歴史家、自分の研究分野にしか関心のない研究者に比べて、より偏りのない、「国民の過去を映す鏡」（a...mirror of our national past）たる資料を選ぶことができ、「書かれるべき歴史を全て」（all the history that needs to be written)保存することができる、というわけだ。[61]

じっさい、われわれの中のある人々は、アーカイブズ資料中に欠けている歴史研究上のトピックや対象が存在すること（documentation gaps[62]）が、たいへんに気になるらしいのだ。だから、たとえば「人間の、すべての過去の、残る痕跡（evidence）はいかに部分的な（偏った）ものであることだろうか、また、その遺物の残存は、いかに偶然に左右されるものであることか」という歴史家の嘆きは、そのようなアーキビストによって真摯に聞き入れられ、評価・選別論に持ち込まれる。[63]

ドキュメンテーション戦略

さて、Hamがやり玉にあげた問題は、じつは裏返せば彼の考える問題解決プログラムへとつながっているのであって、たとえば、個々のアーカイブズ機関が、個別に資料の選別・収集を行っているため、限られた資源が無駄になっている、という批判は、複数のアーカイブズが連携し、重複しないよう、また、競合しないよう評価・選別を行う、という提案となるわけだ。また、アーカイブズ資料がトピック的に偏っている、という問題認識に対しては、資料収集に先だって主題選定委員会を設け、基準となる主題を決めることが提

---

60 "Archival Edge," p.328.

61 *Ibid.*, pp.328-329, Selecting and *Appraising*, p.4.

62 Richard Cox, *American Archival Analysis: The Recent Development of the Archival Profession in the United States*, Metuchen, N.J., and London, 1990, p.294において使用された言葉。

63 もとニューヨーク州立公文書館のアーキビストBruce Dearstyneが、Daniel Boorstin（アメリカの歴史家。スミソニアン協会の歴史・技術館館長、米国議会図書館長を歴任）の嘆きを著書で紹介したもの。Bruce W. Dearstyne, *The Archival Enterprise: Modern Archival Principles, Practices, and Management Techniques*, Chicago and London, 1993, p.103. Documentation gapsはたとえば、女性、マイノリティ、弱者の歴史において先鋭的に現れる。*Loc. cit.*

ただし、残りにくいのは、じつはマイノリティの記録だけではない。Hamは、電話の発達によって、政治家たちが行う重要な決定が手紙という形で残らなくなったことを嘆く、歴史家のArthur Schlesinger, Jr.のコメントも引用している。Ham, *Selecting and Appraising*, p.330. 確かに、電話に限らず、口頭で行うコミュニケーションがすべて記録に残るならば、後の歴史家にとってはこんなによいことはないだろう。しかし、このようなことは、オーウェル的な監視社会をもってすらその実現は難しい。なぜならば、ことが重大であればあるほど、記録され、そして後に公表されることを予期したうえでの発言と、それと知らずに行う発言が、同じであるはずはないからだ。たとえば、有名なニクソンホワイトハウスの秘密録音に多少なりとも信頼性を与えているのは、録音システムの存在を知る者が大統領とその周辺の人間に限られ、しかも公表を前提としていなかったことによろう（ニクソンは、アイゼンハワーやケネディが同様の秘密録音システムを持ち、その録音テープ大統領図書館で死後50年間非公開とされている事実を「不公平だ」となじっている。Nixonが秘密録音を行っているとき、まさか諸先輩と同じ扱いを受けられなくなるとは思ってもみなかったわけだし、思っていなかったからこそ大量のテープを取り続けたわけだ。Richard Nixon, *In the Arena: A Memoir of Victory, Defeat, and Renewal*, Pocket Books, Simon and Schuster, New York, NY, 1990, pp.35-36)。

案される。権力者の記録ばかりが公文書に残りやすい、というドキュメンテーション・ギャップは、アーキビスト自身が時代の「レポーター」となり、オーラルヒストリー（聞き取り調査を行い、それを記録化すること）や写真撮影のフィールドワークによって、普通の人々の様子を残すことで補う。さらには、アンケート調査や他の統計的方法により、基礎的な社会的・経済的データを作成する。[64]

Hamにより、1970年代において提唱されたこのようなアプローチは、1980年代に入ってドキュメンテーション戦略（documentation strategy）[65] と名付けられ、何人かの戦略家（documentary strategists）たちによって理論的に展開されていった。[66] ドキュメントする、とは日本語でドキュメント映画、などという用法と通じるものであり、とりあえず実録戦略、とでも訳しておいてよいだろう。このような議論が出てきた背景には、歴史学における社会史（social history）の興隆と、その資料的要請に応えようとするアーキビスト側の姿勢があったと見ておかなくてはならないだろう。[67]

実録戦略の概念をざっと眺めたとき、驚くべきはそのメンタリティや提唱されるアプローチが日本の文書保存運動のそれとかなりな程度、パラレルなことだ。とくに、「記録の創造」[68] 、あるいは一定の地理的範囲を設定して、その「地域史料」を残す責任を負おうとする「地域文書館」の概念など、ドキュメンテーション戦略との類似性の有力な例証である。であるから、本稿でドキュメンテーション戦略を取り上げたのは、評価・選別論をトピックとする以上はそうせざるを得なかったのが第一の動機であったが、それ以外にも、ドキュメンテーション戦略について論じることで、日本の公文書館のあり方について考えることにもなるからである。

まず、ドキュメンテーション戦略について、わたしが気にいらないことは、それが、本稿の前半で扱ったような、価値をめぐる諸問題について、何ら新鮮な洞察をわれわれに提供しなかったことである。そもそもそれは、「継続的価値を持つ情報を特定し、選別するに際して、アーキビストたちが経験してきた大きな問

---

[64] "Archival Edge," pp.330-333.

[65] アメリカアーキビスト協会の用語集によれば、ドキュメンテーション戦略の主要な要素は、「実録されるべき宇宙（the universe to be documented）の分析、固有の文書的問題の理解（documentation gapsなどのことか）、そしてある論点、活動、あるいは地域についての適切な実録（documentation）を保証するためのプランの形成」であるとされる。*A Glossary for Archivists, Manuscript Curators, and Records Managers*, Society of American Archivists, Chicago, 1992の "Documentation Strategy"の項による。

[66] Coxによれば、「ドキュメンテーション戦略」というコトバが発明され、最初に定義されたのは、1984年のアメリカアーキビスト協会の年次大会においてであり、分科会でHelen W. Samuels、Larry J. Hackman、Patricia Aronnsonらによって提出されたペーパーによるところが大きいらしい。Coxはドキュメンテーション戦略の概念的源流を、1970年代初期から中期に遡るところの、「社会運動、マイノリティ問題、大衆の関心事、その他アーカイブズや歴史資料館においてよくカバーされていないトピックをドキュメントしようと格闘」していたアーキビストたちの努力に求めている。自身もドキュメンテーション戦略家であるCoxは、この概念の発達に影響を与えた論者にHamとBoomsを含めている。Cox, *op. cit.*, pp.293-294の注記2による。

[67] 1958年から1978年の間に、アメリカにおける社会史研究に基づいた学位論文は4倍に増え、それまで若手歴史家の人気を集めていた思想史を追い越した。社会史は、歴史学のプロフェッションにおける「唯一の成長産業」（*the* growth industry）だった。 Peter Novick, *That Noble Dream: The 'Objectivity Question' and the American Historical Profession*, Cambridge University Press (1988), p.440.

[68] 第24回全史料協全国大会（沖縄、1998年）のサブテーマは「史料の保存と記録の創造」であった。テーマ設定に関して、大会企画委員会はつぎのようにコメントしている（大会要綱、pp.45-46）。「必要でありながら文書や記録となっていない部分があれば、それを記録化する」、「記録史料を保存すること自体が目的なのではなく、記録史料を保存することにより地域や組織の姿を伝えていくことが目的であるとするならば、…非記録事象の記録化もが（原文どおり）課題となってきます」。

[69] Cox, *op. cit.*, p.294.

[70] その深層にはもちろん、あらゆる資料を全量保存したい、という心理が働いていると見て論理的には矛盾がない。すべてを保存するためには、ひたすらcapabilityの拡大に走るしかないからである。

[71] ただし、トピック選別には問題が多い。トピック選別の、認識論的な問題については、本稿の注41で論じておいた。

題のいくつかを解決する」[69] ためのものではなかったのか？しかし、それはいつのまにか、アーカイブズ資料にあれも足りない、これも足りない、という話になっていき、やがて社会の姿を実録するには、親組織の公文書の狭い枠組みに閉じこもっていてはだめだ、という主張になっていった。資料の価値を決定するために、より大きな社会的コンテキストが必要だ、という出発における議論が、いつのまにか包括的な資料を残すべきだ、という議論にすり替わっていたのである。

これは、第一部で批判した、理念的な問題を解決しないまま、capabilityの拡大をめざす姿勢と選ぶところはない。つまり、評価・選別における価値判断の、より根本的、原理的な諸問題に取り組もうとする者の眼から見ると、実録戦略は、単に評価・選別の範囲を、組織内部からより広範な外部へと拡散しようとしているだけであり、また、複数の機関の協同作業による費用節減効果により、実質的な事業資源の拡大をめざすものでしかないのである。[70] そのアプローチは、資料を、出所原則に拠るにしろ、トピックに拠るにしろ、あるいは他の何かの分類法によるにしろ、価値序列化して選別しなければならない、というわれわれの難問について何の解決も与えていないのである。そのような、価値問題を棚上げにしたままの戦線拡大は、実務的にいえば、われわれの仕事をより煩雑に、われわれの職務の意義をよりあいまいにするものといえよう。[71]

はっきりと言おう。実録戦略は、価値問題を解決しない。歴史学の風見鶏であってはいけない、というHamの勇ましいかけ声にかかわらず、それは歴史学の要請に奉仕するものでしかない。実録戦略家たちの真の動機をここで穿鑿する気はないが、たとえばHamが「彼（アーキビスト）は研究者社会（research community）のルネッサンスマン（万能人）」たれ、と檄をとばすとき、袖の下からちらちらと鎧がのぞいている気がする。[72] しかし、それは、仕方のない面もあるのだ。

本稿の序でも述べたように、アーカイブズの概念があまりにも広く、Hamや他の論者が評価・選別について語るとき、彼らは多くの歴史資料館をそこにふくめている。[73] その経験論的な面において、つまり、現

---

[72] “Archival Edge,” p.334.

[73] これは、アメリカにおけるアーカイブズ成立史とも関連するのだが、それは本稿ではなく、続編で扱う。

[74] よく好まれるのは、「歴史」、「文化」、「表象」などの、つまりシンボリックで高度に抽象的な用語である（あるいは、この方程式を逆にたどることも可能だ。つまり、多様な機関、事業をアーカイブズと呼んでひとつの枠組みやコミュニティにくくるためには、アーカイブズの概念範囲を拡大せねばならなくなる。そこでは、「歴史」、「文化」、「表象」などの抽象的な語こそが、いわば「ひとつのアーカイブズ」イデオロギーを支える土台となることができる）。

Coxの議論は、あるときには行政体のアーカイブズについて論じているかと思えば、また、べつのところで、より広い歴史資料保存事業も含めていたりで（そして、それについていちいち断りがあるわけではない）、アーカイブズの多義性に隠れて、その指し示す範囲が「出たり入ったり」している感じだ。そうするうち、アーキビストの使命は、いつの間にか「社会を実録するという、より広範な」ものにされてしまう。Cox, pp.295-296.

これと多少パラレルなのが、日本の全史料協である。全史料協はその英語名を “The Japan Society of Archives Institutions”というが、それはふたたび日本語に訳すると、「日本アーカイブズ機関協会」となる。そのメンバーシップを見ると、本稿でいうところの「公文書館」は、自治体史編纂室や（郷土資料館、民俗資料館、といった）各種「資料館」などの中にあって、数からいえばむしろマイノリティである。ここでもやはり、アーカイブズの語義が広範におよんでいるのだ。それを考えると、筆者の属する沖縄県公文書館が、第24回全史料協大会（沖縄）のホスト機関として提案した大会テーマ、「公文書館法と地方自治体の責務」が大会企画委員会の容れるところとならず、「地域史料の充実をめざして－史料の保存と記録の創造」に替えられたのも、メンバー構成からすると当然の帰結であったのかもしれない。この大会のテーマ設定の経緯およびそこにおいて提出された「多様な会員構成に見合った幅の広いテーマ設定」への要請については、大会企画委員会の報告「第24回沖縄大会を終えて」に叙述されている（全史料協『会報』No.47、1999.3、pp.57-58）。

[75] 例えば、日本歴史学協会主催のシンポジウム（1999年6月、早稲田大学小野講堂）において、東大史料編纂所教授の宮地正人氏は、歴史学研究がこれまでの文献偏重から、より広範の資料利用へと進んできたことに触れながら、利用者の立場から、図書館、博物館、（公）文書館の、歴史資料館への融合の意義を説いた。この議論の一端は、新井浩文「『文書館員・アーキビスト問題について』参加記」（『地方史研究』第49巻第5号、地方史研究協議会、1999年10月）pp.135-137および奥平晋「日本歴史学協会主催シンポジウム『文書館員・アーキビスト問題について』参加記」（同、pp.138-140）において触れられている。

実の個々の要素としてのアーカイブズの範囲が広ければ広いほど、アーカイブズの概念はより抽象的になり、その使命も、より広いものになる。[74] また、そうなると評価・選別の枠組みも、公文書が作成されるおおもとの部分における管理の問題よりも、研究者らエンド・ユーザーの利便が強調されてくる。なぜなら、そうすることで、多様な機関を、歴史資料の提供者として、同じアーカイブズ共同体の屋根の下に置いてもよいではないか、と主張することができるからである。もちろん、動機はどうあれ、エンド・ユーザーの研究者にとっても、それは悪い話ではない。じっさい、ユーザーにとっては、相手が公文書館であろうが、他の呼称をかぶせた資料館であろうが、歴史研究に必要な資料にアクセスできることが大切なのであり、個々の「アーカイブズ」の、組織的背景の固有性よりも、歴史資料館として斉一的な枠組みが確立したほうがよいのである。[75] しかしながら、研究利用の立場から、資料の価値を判断することが、評価・選別の枠組みを確立するのを阻害することは、本稿前半において議論したとおりである。[76]

結論：評価・選別論がめざすべきもの

公文書館資料の「価値」をめぐる問題について、これまでの議論はコンセンサスを形成することができなかった。奇妙なのは、議論が蓄積され、整理されつつ、より先へ進む、という通常の学問に見られる単線的な発展の運動が、ことわれわれの分野、とくに評価・選別論においてはあてはまらないように見えることだ。それは、この分野がまだ確立していない、はなはだ若い領野であるからだ、というふうに単純に説明することは無理だろう。なぜなら、われわれは、特にアーカイブズ資料の価値の問題について、時代は違え、場所も違え、同様の議論が繰り返し、まるで亡霊のように復活しては、聞き慣れたテーマの、変奏曲（バリエーション）をかなでるのを聞くからだ。あるときは英語で、あるいはドイツ語で、または日本語で。そろそろ議論を整理して、次へとすすむときであろう。[77]

実録戦略は、それ自体は価値問題の理念的枠組みを形成しなかった。それはやはりアプローチに留まるのである。それは実録戦略家たちも認めていることだし、戦略がより高次の目的・理念に奉仕する道具立てであることそのものは、何もおかしなことではない。[78] だが、そのアプローチが奉仕すべき、より高い目的として、つまりはアーカイブズの理念として、彼らは表象的（representative）、そして文化的（cultural）なものを措定している。「社会を実録」するのは、そのような資料を特定することであるとともに、そのような行為自体が文化的な営みとなる。だが、どの資料が表象的で、どの資料はそうでないか。何を持って「文化的」とみなすのか。[79] 実録戦略はその問いに答えるものではない。

---

[76] 第I部でも例をあげたのだが、もうひとつだけアーキビストの声を紹介しておこう。「さまざまな古文書資料館（manuscript repositories）で資料整理業務を行った経験からわかったのだが、将来の利用の可能性を考えて資料の評価をしようとすると、すぐに何も捨てられなくなる、というジレンマに陥る。なぜなら、どの資料を手にとってみても、それをもとに回答の出せる潜在的なレファレンスを思いつくことができるからだ」「べつの言い方をすれば、このことは、われわれアーキビストの間で昔からあるジョークを思い起こさせる。歴史家に向かってどの資料を残しましょうかなんて、決して聞くな。なぜなら『全部とっておけ』というに決まってるからさ、とね」。 Luke Gilliland-Swetland, "Historians, Archivists, and the Use of Archives," *American Archivist* 57 (Fall, 1994), p.591.

[77] 本稿では触れなかったが、デジタル化時代は、否応なくわれわれに対応を迫っている。この新たなテーマをどう演奏するのか。失敗すれば、今日の公文書は、次の世代によって全く解読不能となってしまう。放っておいた場合の紙の崩壊速度と、デジタルの「時代遅れ性」（obsolescence）のスピードとを比べてみれば、われわれにとって差し迫った問題のありかがわかるだろう。また、評価・選別論が、領域として「若い」かどうかは、今世紀初頭にすでに評価・選別のディスカッションがなされていたことを考えると、そう決めつけるのに抵抗のある向きもあるだろうと思う。

[78] たとえば、Larry Hackman and Joan Warnow-Blewett, "The Documentation Strategy Process: A Model and a Case Study," *American Archivist*, 50 (Winter 1987)や Coxの前掲書を見よ。

[79] 「文化」というコトバの多義性、曖昧さを考えると、そもそも、人間の営みに文化的でないものがあるのだろうか、という疑問が浮かぶ。公文書にも、文化的な公文書とそうでない公文書があるのだろうか。

だから、実録戦略が方法論に留まること自体を筆者は問題にしているのではない。筆者が反対するのは、実録戦略が前提としている、より抽象的な枠組みのもとに、行政の「公文書館」までもが飲み込まれてしまうことなのだ。アーカイブズ（あるいはその類似概念たる文書館）が経験論的にどのように規定されようが、それはある意味で仕方ないことである。だが、「公文書館」をそれに準じて規定するのは、所与のことと受け止めるわけにはいかない。それには理由が必要なのだ。そう、アーカイブズ的な公文書館規定に賛成するにしろ、反対するにしろ、そこには「公文書館」の理念が提出されなくてはならない。そして、本稿のテーマであった評価・選別論は、そもそも理念に奉仕するためのものなのであるから、評価・選別論において、適切な議論なり、理論なりを展開するためには、理念をはっきりさせなくては、無意味なのだ。そこで、本稿の続編たる論考において、筆者は、公文書館の理念について語ることとしよう。

（物語篇）　レコーズ星のこどもたち（評価・選別の倫理性についての付論）*1

命の選択

つぎのような仮想実験をしてみよう。どこか遠くの、別の太陽系の惑星へと向かう宇宙船がある。宇宙船には100人の子供たちが乗っている。子供たちは、地球での３年間の留学生活を終え、故郷である惑星「レコーズ」に帰るところなのである。この惑星、最新の宇宙船でも地球から１年もかかる距離にある。惑星の住民は地球人の植民者の子孫であり、地球人と見分けがつかないが、ある時点で突然変異を起こしたらしく、身体のメカニズムが多少地球人とは違っている。「ブズ」という、地球にはない赤い果実を毎日食べないことには死んでしまうのである。幸い、ブズに含まれる赤い色のもとになった成分（これもブズと呼ばれる）が、レコーズ人に必須の栄養素だということはわかっていて、それを合成することも可能だった。もちろん、宇宙船にも合成システムが搭載されていて、毎日赤いブズを子供たちに供給していた。

さて、地球を出発して半年、旅は順調だった。目的地まであと半年の行程。長い旅の中間点を通過し、宇宙船のパイロット兼こどもたちの保護者役たる３人の地球人の大人たちはすこしほっとしていた。子供たちは元気そのもの。その子供たちをもうすぐ親元へと無事に届けることができる。地球人たちは、重要な使命を果たしつつある満足感を覚えていた。そしてちょっぴり感傷的な気分にもひたっていた。ところが好事魔多し、というのだろうか。ある日たいへんなことがおきてしまった。

子供たちにブズを供給してきたシステムに異変が起こったのである。出力が徐々におちはじめ、ついにはほとんどゼロになってしまった。驚いたパイロットたちは急いでトラブル原因の調査とシステム復旧に乗り出した。原因はどうやらあるサブシステムの物理的な損傷にあることがわかったが、なぜ損傷が生じたか、という原因まではわからなかった。とにかく地球人たちはシステム復旧にむけてベストを尽くした。ブズは保存がきかないので、ストックは３日分しかない。ストックが尽きれば子供たちは数日を経ずして全員死んでしまう。地球人は不眠不休で働いた。その結果、３日間でなんとかブズの生産量を従来の１割にまで戻すことができた。だが、それがせいいっぱいのところだった。宇宙船の孤絶した環境の下では、システムのモジュールを組み替えなおす以外に有効な対処法はなく、一兆通りもの組み合わせを試行した宇宙船のメインコンピュータは、事故以前の生産量の１割が復旧の最大値であることを告げていた。他の組み合わせは、どれもその値以下になる。

地球人たちは善意である。彼らは体力・知力の限界に挑んだ。ある地球人などは、子供たちが助かるなら自分の命など惜しくない、神がそのような取引きを認めるなら、いますぐそうしてもらいたい、といいいながら復旧作業にあたっていたくらいである。他の地球人たちも気持ちは同じであった。彼らは人事を尽くした。そして、部分的ながら、システムの復旧に成功した。

しかしそのことで、地球人たちは、倫理的な問題に直面してしまった。現在のブズ生産量で救える子供たちはせいぜい10人、無理をして１人あたりの配給量を生存に必要なだけのぎりぎりの値にまで減らしたとしても、あと２人が生存可能になるだけである（そして、生存可能な最少量のみを摂取することは、成長途上の子供たちの脳に重大な障害をもたらすことが医学的に確かめられている）。10人（あるいは12人）の子供

＊1　この論考は、はじめ本論とは独立に、時期的には先だって書かれ、やがて本論執筆のために未完のまま放置されていたものに、ようやく手を加えて付論とした。論理的にはかなり未整理であるが、たとえ話として面白いと思ったし、扱っている問題は今後もっと議論されてよいことだと考え、おおやけにすることとした。この付論を書くにあたって、加藤尚武『現代倫理学入門』（講談社学術文庫、1997年）、特にその第２章「10人の命を救うために１人の人を殺すことは許されるか」と第３章「10人のエイズ患者に対して特効薬が１人分しかない時、誰に渡すか」を参考にした。

を救うためには、その10人を選別しなければならない。それは残りの90人の子供にとっては、死の宣告を意味する。それでも、とにかく10人を選ぶとすると、どのような方法があるだろうか。

選別の方法はいろいろ考えられる。ランダムにくじやサイコロで決める方法もあれば、子供にＩＱテストや体力テストなど、何らかの形で数量化可能な試験を施す、というやりかたもあろう。仮に前者をランダム法、後者を数量比較法と呼ぶことにする。数量比較法の場合、子供たちをある価値指標に沿って序列づけすることになる。生きる資格があるかどうかを、知能だの、運動能力だの、ある「測定値」を数量化したものに従って判断するわけで、何とも非道徳的でやりきれない。想像するだに醜悪な感じがする。そもそも、指標（知能、運動能力、学校の成績、家柄、遺伝）の選定や、性質が異なる指標の測定値どうしの重みづけ（たとえば知能点と運動能力点のどちらにウェイトを置くか）、といった基準づくりには、作る者の主観が大きくかかわってくる。いったん基準ができてしまえば、測定値をインプットしてそこから得られる数量は、（誤差を除外すると）誰が扱っても同じになる、という意味では客観的なものだ。しかし、基準はそうではない。作った者の主観が基準の性質を左右してしまう。基準のちょっとした違いは、結果の違いとなって現れるが、それは子供たちにとって、生と死の分かれ目を意味する。

これに対して、ランダム法だと、結果はまったくの偶然の産物であり、主観によって子供たちの生命が左右されることがないので、より公平なやり方である、という見方もあろう。したがって、地球人たちも罪悪感を覚えずに10人の子供たちを救済できるのではないか、と。しかし、はたしてそうであろうか。確かに、くじの結果そのものは地球人の意図とは関係がないだろう。たとえば、地球人が、自分と仲良しの子を救うために、「あの子は頭がいいから知能テストの結果を重視する基準を作ろう」というような、数量比較法においては可能かもしれない「操作」はできない（くじは厳正に行われるものとする）。しかし、いったんくじが行われ、結果がでたとしよう。結果から見ると、選ばれた10人はまさにくじという方式の故に助かったのであり、残りの90人はまさにくじという方式によって救済されなかったのである。この結果は、偶然のものとはいえ、「くじ」という方式を採用したために生じたものであり、他の方式を採用していた場合とは違った結果を導き出したゆえに、地球人たちの関与性は、数量評価法に比していささかも減じない。つまりやはり非道徳的な感じは同じように残るのである。

もしも、ブズ生産システムが全く復旧しなかったならば、つまりブズの生産が全くできないまま、子供たちが目の前でつぎつぎに欠乏症で死んでいく、という事態になっていたならば、地球人たちは自分たちの無力さを呪い、また運命の無情さを呪ったであろうが、倫理的ジレンマに陥ることは決して起こり得なかった。いいかえると、地球人たちが直面した倫理的問題は、地球人たちの無力さからきているのではなく、「全員を救うことはできないが、ある選ばれた一部なら救済可能なので、それを選ばなければならない」という「限られた能力」から来ているのである。たとえば、脳死をめぐる倫理的諸問題は、医学的技術が未発達であったころなら起こらなかったものであろう。なぜなら、現在生命維持装置で「生かされている」脳死患者は、以前であれば手の施しようがなく、医師も最後に「手は尽くしましたが、残念でした」といってそれで終わったわけである。一般的に、全くその能力がなかった段階から、限られた能力を獲得する段階へ移行することは、福音ばかりを意味しない。

しかし、「限られた能力」は、この種の倫理的ジレンマの「必要条件」かもしれないが、「十分条件」ではない。限られた能力からくる「あれかこれか」の選択は、われわれも常日頃おこなっているものである。1,000円の小遣いを、本に使ってしまったら、それでビールを飲むことはできなくなる。Ａさんと結婚すればＢさんとは（同時には）結婚できない（これは贅沢な悩みだが）。たとえば、経済学という学問は、「資源の希少性」という大前提で発達してきている。経済学はひとつの例だが、資源配分の問題（それはつまり、

選択の問題である）はひとり経済学のみならず、また学問のみならず、社会生活のあらゆる場面に登場する。われわれは、それからいっときも逃れることはできないのである。だからといって、われわれは、レコーズ人の子供を送り届ける地球人のような倫理的問題に直面するわけではない。さきほども述べたが、「限られた能力」は倫理的ジレンマの必要条件ではあっても、十分条件ではない。「1,000円の小遣い」という限られた能力でもって、「あれかこれか」の選択をすることにわれわれは少しの道徳的問題をも感じない。ところが、レコーズ人の子供たちを「あれかこれか」の選択の俎上に載せることには、たいへんな罪悪感を持つだろう。そしてその理由はたぶんこう説明できるであろう。われわれは、子供たちの「生命」の価値を、知能だの運動能力だの、何らかの数量化を行ったうえで相対的にランクづけることに抵抗感を持つのだと。

そこには、子供たちの生命は、「絶対的な価値」を持つ、という前提があるのである。「絶対」の本質は、「絶対」というコトバが、「相対」という語を反意語に持つことからわかるように、そもそも比較考量を拒絶する。「絶対」にモノサシをあてることはできない。「絶対」どうしをくらべることはできない。「評価」「基準」「比較」「条件」などは、「絶対」とは「絶対に」なじまないのである。

記録はアーカイブズにあらず？

ここでレコーズ星のこどもたちの話は終わりにして、現実に戻ろう。本論でも指摘したように、われわれは、擬人化するほどまでに資料を愛している。Boisardのいうように、記録の廃棄はわれわれの多くを不快にさせる。それが昂じれば、選別基準をつくることも、それに従って廃棄をすることも、ちょうどレコーズ星人を前に地球人が直面したのと似た倫理的ジレンマを提供するだろう。これは、多少おおげさに聞こえるかもしれないが、保存を第一に考え、廃棄を憎むわれわれの心性をついた議論だ。アメリカのアーキビストFrank Evans（彼はICAアーカイブズ用語辞典の編纂者の一人である）によって提案された、資料廃棄に伴う罪の意識から逃れるひとつの方法は、廃棄される資料を、救済される資料とは何か別物だと見なすことである。彼は、アーキビストが選別したものが「アーカイブス資料」になるのであり、それ以前の「記録（レコーズ）」とは区別されるべきだ、という自身の立場をこう説明した。「アーカイブズの意味を、アーキビストが選別するまえの記録にまでひろげてしまうと、…アーキビストをアーカイブズの廃棄に関わらせてしまうことになる」。[*2] ここで働いている心理的メカニズムは、（不謹慎な例に思われるかもしれないが）人間を生体実験の材料にした旧日本軍の731部隊が、捕虜を人間と呼ばず、別の呼称を用いていた事実と通底する。[*3]

しかし、現実を見よう。われわれの多くは、評価・選別業務を通じて、行政がそもそも作成する文書の少なくとも90パーセントは廃棄しているのである。たとえそれが公文書館の職員ではなく、文書主管課の職員によって行われており、あなたがそれを「アーカイブズ」と呼ばず、「記録」、と呼ぶことで自分は手を汚さず、したがって何の呵責も感じない、というのは自己欺瞞である。いずれにしろ捨てているものは捨てているのだ。しかしながら、ジレンマの真の原因は、廃棄という行為そのものにあるのではなく、公文書を自己目的化してしまったことにあるのだから、ジレンマの真の解決法はただひとつ、公文書そのものを目的化（絶対化）しないことである。ある種の公文書を継続的に保存するのは、それ自体が目的なのではなくて、より上位の目的に奉仕するためであるはずだ。つまり、手段なのだということを確認したうえで、より上位の目的を明確化していくことだ。そうでなければ、行政体は、罪もない厖大な文書をシュレッドし、焼却し、

＊2　Trevor Livelton, *Archival Theory, Records, and the Public*, The Society of American Archivists and the Scarecrow Press, Inc., Lanham, Md., and London, 1996, p.70.

＊3　森村誠一『悪魔の飽食』（光文社カッパブックス、1981年）参照。

あるいは融解する、まるでナチの絶滅キャンプにも等しい蛮行を行っていることになるのだ。[*4] だから、繰り返すが、公文書は目的ではない。

政府、行政、公文書

仮に行政の目的が、「公共の利益を促進し、保護する」（ポール・アップルビー）[*5] ことにあるのだとすれば、公文書はその過程において生み出されるものであるし、またその目的に従って選択的に残されればよいのである。やや図式的にいうと、民主主義社会にあっては、公文書は、行政の活動の痕跡として、それを残すことで、効率的、継続的な行政活動を可能にし、かつ市民的権利を保証するものという位置づけで、あくまで手段として残される。だから、仮に政府が抑圧的であれば、公文書もそのような抑圧装置の活動過程で生み出され、そのような目的で使われるであろう。その場合、市民にとって公文書は、擬人的な愛情を注いだり、フェティッシュな愛着の対象にするどころではない。むしろ忌むべきもの、恐るべきものになるだろう。

保存第一主義は、資料そのものを目的と化するがゆえに、その資料が奉仕するところの、より高い目的を見過ごしやすい。[7] 本当のところは、公文書そのものと善悪とは関係ない。公文書はあくまでも道具であり、手段なのだから、倫理的な枠組みからのがれているのだ。

＊4　だから、この業界でよく聞く、「あやうく行政マンに捨てられるところだったトラック一台分の文書を救った」たぐいの話は、あのメンタリティによって受容されると、ホロコーストにおけるシンドラーや杉原のエピソードと同じ構造を取ることになる。

＊5　片岡寛光『行政学の要点整理』（実務教育出版社、1983年）p.4。

＊6　わたしの上司が話していたことだが、彼が中国で道行く市民に「公文書館はどこか」と訪ねたとき、彼らは「档案（公文書）」という言葉に恐れをなしたそうである。2年ほど前のことである。いまでは事情も変わっているかもしれない。それでも、公文書に限りない愛着を持つ向きには、故リチャード・ニクソン元米大統領をアーキビストの守護聖人に列聖することをおすすめする。1992年6月に、G.Gordon Liddy（もとFBIエージェント。ウォーターゲート事件の「鉛管工」の一人として逮捕、服役。のちラジオ番組のパーソナリティーに転身）がラジオで話していたことだが、全米の大都市で暴動やデモが頻発していた1970年ころのある日、Liddyは、司法記録をdestroy（破壊）しようと群衆がワシントンDCの司法省を取り囲んでいるのを目撃する（彼らは司法記録を、政府による抑圧の道具、あるいは象徴と見たのであろう）。ところがただちに完全武装の空挺部隊が派遣され、群衆に対し、一歩でもホールに入ったら自動火器でなぎ倒すむね警告したという。空挺部隊がニクソンの直接の指令で派遣されたかどうかの言及はなかったが、もし軍が市民に発砲していたなら、連邦軍の最高司令官として、最終的な責任は（そしてそれに伴う功も罪も）大統領のものであろう。文書の保存を第一に考えるなら、司法記録を守ったニクソンをヒーロー扱いしてもよい。ニクソンを列聖する理由はそれだけではない。彼は、ホワイトハウスに構築した秘密の録音システムにより、そこでなされた厖大な量の会話をテープに記録した。確かに彼には、そのうちの何時間かを消去した疑いがかけられているし、「私的会話」の部分は裁判によって返還を勝ち取った（死後のことではあるが）。だから、ニクソンは記録の敵だと思う人もあるかもしれないが、しかしそもそも、彼がテープに記録したような会話は、それがどのように重要であっても、普通であれば、大部分は直接的な記録に残らないものである。記録に絶対的価値を認める立場からは、ニクソンこそ絶対的価値の偉大な生産者であり、これだけでも功績大、ということになるのではないか。

＊7　たとえば、明日、罪もなく銃殺される人たちのリストがアーキビストの管理にゆだねられているとして、その意味も考えずにひたすら保全することをよしとするなら、そのアーキビストは愚か者である。

付録：「価値の脆弱性」について（神々の争い）†

…1997年２月11日、メリーランド州カレッジパークの米国立公文書館（National Archives and Records Administration, 略称NARA＜ナラ＞）の新館では、2,000本余の沖縄関係フィルムが、箱に詰められ発送を待っていた。フィルムは、戦後沖縄を統治した米国の機関、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyus, 略称USCAR（ユースカー））の予算で作成されたもので、1972年の沖縄の本土復帰によってUSCARが消滅するのにともない、アメリカに移送され、NARAの管理下にあった。1996年７月、フィルムに関してひとつの決定が裁可される。NARAはこれらのフィルムを永久保存の価値のないものと認め、廃棄することにしたのである。その情報をつかんだ沖縄県公文書館はフィルム獲得に動いた。その結果、1997年１月、沖縄県公文書館長宮城悦二郎と、合衆国首席アーキビストのジョン・カーリンとの間で、フィルムの寄贈契約がかわされた。ところが、フィルムが沖縄に向けて発送されることになっていたその2月11日、合衆国連邦裁判所は、当該フィルムの移管や廃棄を差し止める命令を下した。

フィルムの廃棄・寄贈に反対するリサーチャーが訴訟を起こしたのである。こうしてはじまった「セイコ・グリーン対NARA」裁判では、法律解釈や手続き論など、いくつかの争点があったのだが、ここでは、本論に関係のある「価値」の問題をもっぱら取り上げる。*1

NARAのいいぶんは、こうだ。限られたリソースで資料保管を行うからには、「本当に価値あるものだとわれわれが確信の持てるものに」限るべきであって、問題となっているフィルムは「米国政府の活動を裏付ける不可欠な証拠としての価値も、米国の歴史における、より広い、重要な意味のある流れとしての価値もない」*2

たしかに、これらのフィルムのほとんどは、製作にあたってはＵＳＣＡＲが資金を出したが、撮影スタッフは沖縄人であり、そこに描かれているものもほとんどは沖縄の生活であり、日本語のナレーションがつけられて沖縄で放送されたものだった。しかし、とセイコ・グリーンはあるインタビューでこう主張する、「それらは単に沖縄に関するものではない。それはアメリカが沖縄をいかに統治したか、ということなのだ」。彼女の知り合いのメイヨー教授も加勢する、多くのフィルムはアメリカの指導で作られ、沖縄人向けに放送されたのだから、「マスコミ操作とマインドコントロールについての深い洞察を与える」もので、「アメリカ史の非常に重要な部分を語るものだ」という。*3

＊1　この裁判については、現地のワシントンポスト紙が報じたほか、日本のいくつかの新聞でも報道された。わたくしが知っている内外の報道は下のとおり。
"Historic Movies or Excess Property?" The Washington *Post*, September 13, 1997.（この記事は、"Old Films of US Occupation in Okinawa Spark Court Battle" というタイトルで同月16日付の The Pacific *Stars and Stripes* にも掲載されている）
「揺れる沖縄フィルム」　毎日新聞（夕刊）　1997.10.20
「沖縄の記憶消さないで」　〃　〃
「県公文書館への寄贈待った　米研究家が仮処分申請」　琉球新報（夕刊）　1997.10.21
「沖縄関係フィルム　県公文書館への寄贈ストップ」　沖縄タイムス（日刊）　1997.10.22
"Researcher Wins Lawsuit Against National Archives" The Washington *Post*, February 5, 1998.
＊2　Defendant's Supplemental Brief in Support of Motion to Dismiss or, in the Alternative, for Summary Judgment, Filed on September 9, 1997 by US District Court, Alexandria, Virginia, for the Case of Seiko M. Green, Plaintiff, v. The National Archives and the Records Administration, Defendant, C.A. No. 97-0146-A, p.8.
＊3　*Op. cit.*, "Historic Movies or Excess Property?"
†この付録は、筆者が平成10年度公文書館専門職員養成課程の修了論文として国立公文書館に提出した『新しい評価選別論の構築をめざして』の第２章、「構築：アーカイブズの本質と評価選別」から一部分を抜粋したものである。

こうなれば水掛け論である。沖縄県公文書館の立場からすれば、沖縄フィルムに価値なし、というNARAの主張が通って、フィルムが約束どおり沖縄へ寄贈されればよかったのかもしれない。ところが、この状況にもう「ひとひねり」が加わることになる。宮城悦二郎沖縄県公文書館長がワシントンポスト紙に投稿し、あのフィルムは「価値あるもの」と主張したのだ。*4

さて、いったい誰の主張が正しいのだろう？正解は、「誰も間違っていない」。少し細かく見てみよう。宮城館長は、投稿文の中できちんと「沖縄にとって」価値がある、といっているし、NARAも、「他の人たちにとってはいくらかの価値があるかもしれないので」寄贈先をさがした、といっている。*5 前章での議論を思い出してみよう。† 価値判断はもともと主観が行うので、「誰にとって」価値があるのか、という前提を置けば、上記のような議論において誰もが正解になれる。それをひとつの正解にまとめようとするところから、価値の泥沼がはじまる。

泥沼にもなりかねない価値論争に、裁判所はどう判断を下したのか。1998年2月2日、ついに判決が下った。結果は、エリス判事は賢明にも価値判断を（そして価値の泥沼化を）避けた、といえるだろう。つまり、判事は、フィルム廃棄決定にいたるまでの、手続き上の公正さのみを問題にしたのだ。ただし、判決は、この件に関するNARAの記録評価について、フィルムの年代を間違えるなど、恣意的なものがあったとし、NARAに評価のやり直しを命じた。そして、やり直しの結果、NARAが、当該フィルムを再び廃棄処分と決定しようが、逆に保管しようが、沖縄にあげようが、他の処置をとろうが、裁判所は関知しない、とした。*6

判決を受けたNARAは、判決を尊重して「それら記録の価値について本格的な再評価」をはじめたという公式発表をしたが*7、じつのところ、フィルム一点一点を再評価するために必要な予算と（日本語にたんのうな）人員が確保困難ということで、のちに再評価を断念した。かわりに、NARAが選んだのは、それらのフィルムを永年保存指定してNARAに保管し続けることで、再評価の手間を省き、原告からのこれ以上の裁判沙汰をも防ごうという、（それが沖縄県公文書館の犠牲のうえにおいて行われた、という点を除けば）一石二鳥の「妙案」であった。*8 このケースは、評価において価値の問題を前面に出すことの危険性について、じつに示唆に富んだ事例を提供している。NARAが仮に再評価に必要なリソースの問題を解決したとしよう。一点一点の資料（この場合は映像フィルム）の内容を価値判断して、アーカイブズ指定するに足るほどの価値はないものを廃棄決定するわけだが、ここで戦慄をおぼえずにいられないのは、廃棄決定された資料の内容がどのようなものであっても、その決定に対し、「いや、それにはこれこれの歴史的価値がある」、とクレームをつけることが原理的に可能だ、ということである。これを仮に「価値評価の脆弱性」と呼ぶことにする。NARAの価値評価の脆弱性の根本にはふたつの要素があると思う。ひとつは、アーカ

＊4 Etsujiro Miyagi, "The Battle for Okinawa's Culture." The Washington *Post*, September 29, 1997.

＊5 Defendant's Motion to Dismiss, or, in the Alternative, for Summary Judgment, Filed on August 4, 1997, p.16.

＊6 Final Order in Seiko Green v. The National Archives and Records Administration. (C.A. No. 97-0146-A)

＊7 NARA Press Release, February 4, 1998.

＊8 わたくしは、1998年6月16日に、NARAの映像担当部長ボブ・リチャードソン、担当職員レス・ワッフェン、スティーブ・ロウとメリーランド州のNARA新館で会見した際にこの点を口頭で確認した。また、NARAのこの立場は、その後公文で確認されている。

-Letter from Michael Kurtz, Assistant Archivist for Records Services — Washington, DC, to Kazuya Tominaga, Senior Archivist, Okinawa Prefectural Archives, dated September 29, 1998.

-Letter from John W. Carlin, Archivist of the United States, to Etsujiro Miyagi, Director of Okinawa Prefectural Archives, dated January 20, 1999.

†富永前掲論文『新しい評価選別論の構築をめざして』第1章「批判：ハンスの夢」を指す。

イブズ評価が、行政的な価値のみならず、より広い価値判断に基づいて行われることを公式に認めていること（政府公報に載る、記録の廃棄決定の告示にちゃんと研究的価値などと書いてある）、そしてもうひとつはアメリカが民主主義的な原理に基づき、多元的な価値観を認めている社会だということである。そのような社会では、「お上」が一方的に価値尺度を決め、市民はそれに従えばよいのだ、ということはできないのである。

日本も状況は同じだ。民主主義が国の礎であるし、多様な価値観が認められている。それを、単にアメリカほど訴訟が多くない、ということでわがアーキビストたちは安心していてよいのだろうか。仮に、自分が歴史的判断を下したひとつひとつのファイルについての説明責任を負った場合、良心に一点の曇りもなく、「あれは歴史的価値のないものだから廃棄した。自分はプロフェッショナルだから、それを決めることができるのだ」と言い放てるだろうか。たとえば、各県の規程等で、「歴史的文化的価値を有する文書を公文書館に送付する」、「歴史的文化的価値を有するとして選別された文書については...」、「歴史的文化的価値を有すると認められるもの...」などと表現されている*9が、こういったフレーズを前面に出すことで価値の脆弱性を招くことが心配にはならないだろうか。…

＊9　水口政次、「都道府県における文書保存・利用の現状と課題」（安藤・青山編著『記録史料の管理と文書館』）、p.339。

（とみなが　かずや：財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部　公文書主任専門員）